

職員の給与等に関する報告(意見)及び勧告

平成28年10月

埼玉県人事委員会

平成28年人事委員会勧告に当たって（談話）

平成28年10月20日
埼玉県人事委員会
委員長 馬橋隆紀

本日、埼玉県人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告（意見）及び勧告を行いました。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、適正な給与を確保する機能を有するものです。

本委員会は、職員及び県内の民間企業の従業員の給与等の実態を精緻に調査し、国や他の地方公共団体の状況などを踏まえ、職員の給与等について検討を行いました。

その結果、本年4月分の月例給については、職員給与が民間給与を1,641円（0.42%）下回る結果となりました。そのため、若年層に重点を置きつつ、中高齢層も含めて給料表の水準を引き上げるとともに、地域手当の支給割合を引き上げることとしました。

また、特別給（ボーナス）についても、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数が民間の特別給の年間支給割合を下回ったことから、年間4.30月分に引き上げることとしました。

月例給と特別給の引上げは3年連続となります。公務を取り巻く環境が厳しさを増す中で、高い使命感を持って職務に精励する職員の皆さんにとって、この改定が士気の一層の向上につながることを期待します。

このほか、昨年4月から段階的に実施している給与制度の総合的見直しを着実に進めるという観点から、平成29年度においても地域手当について所要の改定を行うこととしました。また、配偶者に係る手当額を引き下げるとともに、子に係る手当額を引き上げるなど、扶養手当の見直しを行うこととしました。

さらに、多彩な人材の確保や能力・実績に基づく人事管理の徹底、女性職員の活躍促進等、全ての職員の力が結集した活力ある組織づくりを進めていくための諸課題とともに、仕事と家庭の両立支援制度の充実、学校現場における教職員の負担軽減等について報告を行いました。

職員の皆さんにあっては、常に県民からの信頼に応えるべく、より高い倫理観を持って職務に邁進されることを切に望みます。

議会及び知事におかれましては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、本勧告等に述べた内容について、必要な措置をとられるよう要請いたします。

県民の皆様におかれましては、職員の適切な給与や勤務条件を確保するため、第三者機関である人事委員会が行う勧告制度について、深い御理解をいただきますようお願いいたします。

職員の給与等に関する報告（意見）及び勧告の概要

平成 28 年 10 月 20 日
埼玉県人事委員会

本年の職員及び民間の給与調査の結果、職員給与が民間給与を下回ることから、月例給、特別給（ボーナス）ともに引き上げる（月例給、特別給ともに引上げとなるのは 3 年連続）

扶養手当について配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引き上げる

1 本年の給与改定

（1）月例給：引上げ改定

本年 4 月分の職員給与と民間給与をラスパイレ方式により精密に比較

民間給与 A	職員給与 B	較 差	
		A - B	$(A - B) / B \times 100$
395,312 円	393,671 円	1,641 円	0.42%

職員の平均年齢：43.5 歳

給料表は、初任給を中心に若年層に重点を置きつつ、中高年齢層も含めて引上げ
公民較差の状況等を考慮し、地域手当の支給割合を引上げ（9% → 9.3%）

（2）特別給（ボーナス）：引上げ改定

昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間における民間の特別給の支給割合と職員の
期末手当・勤勉手当の年間支給月数を比較

民間の特別給	職員の期末手当・勤勉手当
4.30 月	4.20 月

民間の年間支給割合に見合うように、年間支給月数を 0.1 月分引上げ
（年間 4.20 月 → 4.30 月）

引上げ分は勤勉手当に配分

2 給与制度の総合的見直し（平成 29 年度実施事項）

平成 27 年度から実施している「給与制度の総合的見直し」を着実に進めるため、給料表の水準の引下げに伴う経過措置の状況等を踏まえ、平成 29 年度における地域手当の支給割合を引上げ（9.3% → 9.7%）

給与制度の総合的見直しは、世代間の給与配分の見直しを含め、平成 27 年度に給料表の水準を引き下げるとともに、地域手当の支給割合を段階的に引き上げるもの（経過措置を平成 30 年 3 月まで実施）

3 扶養手当の見直し

配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで引き下げるとともに、子に係る手当額を引き上げる等の見直しを平成 29 年度から段階的に実施

（主な内容：配偶者 13,000 円 → 6,500 円、子 6,500 円 → 10,000 円）

4 その他

（1）人材の確保

受験準備の負担軽減を図った新方式の職員採用試験は、今後も幅広い周知に努めて引き続き実施し、その結果を更に検証しつつ、職員採用試験の実施方法等について検討

（2）女性職員の活躍促進

女性職員の積極的な登用等を目指した行動計画に掲げられているキャリア形成に資する人事異動等の様々な取組について、着実な実行を図っていくことが極めて重要

（3）仕事と家庭の両立支援制度の充実

介護のために勤務時間の一部を勤務しないことができる制度の新設や育児休業制度の拡充等、仕事と家庭の両立支援制度の更なる充実を図っていくことが必要

【参考】

職員給与

- ・ 勧告対象職員は知事部局、警察本部、教育委員会の職員 58,423 人
- ・ 4 月 1 日現在の在職者の給与等について調査

民間給与

- ・ 企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の埼玉県内の事業所 2,082 事業所から無作為に抽出した 450 事業所を対象として、実地調査（調査完了率：86.3%）
- ・ 常勤の従業員の本年 4 月分給与等や給与制度について調査



人委第400号

平成28年10月20日

埼玉県議会議長 宮崎 栄治郎 様

埼玉県知事 上田 清司 様

埼玉県人事委員会

委員長 馬橋 隆紀

職員の給与等に関する報告（意見）及び勧告について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

また、同法第8条の規定に基づき、人事管理について別紙第3のとおり報告します。

目 次

別紙第1 職員の給与に関する報告（意見）

給与勧告の基本的な考え方	1
公民給与較差に基づく給与改定	
1 職員の給与の状況	3
(1) 職員の構成	
(2) 平均給与月額	
2 民間給与等の調査	3
(1) 最近の賃金情勢等	
ア 民間賃金の動向	
イ 物価及び生計費	
ウ 雇用情勢	
(2) 職種別民間給与実態調査の結果	
ア 調査の方法及び内容	
イ 職種別給与	
ウ 初任給の改定状況	
エ 給与改定の状況	
3 職員給与と民間給与との比較	6
(1) 月例給	
(2) 特別給	
4 人事院の報告及び勧告における国の改定状況	7
5 本年の給与改定	8
(1) 給与改定の基本方針	
(2) 給与改定の内容	
ア 給料表	
イ 初任給調整手当	
ウ 地域手当	
エ 期末手当・勤勉手当	
給与制度の総合的見直し	10
扶養手当の見直し	11
給与制度の改正等	
1 人事評価の給与への反映	12
2 昇給制度について	12

3 教育職員の給与について	12
勧告実施の要請	13
別紙第2 勧告	14
別紙第3 人事管理に関する報告（意見）	
はじめに	49
主な課題と具体的方向	
1 人材の確保	49
2 人材の育成と活用	50
(1) 能力・実績に基づく人事管理の徹底	
(2) 女性職員の活躍促進	
(3) 再任用職員の活用（雇用と年金の接続）	
3 勤務環境等の整備	52
(1) 働きやすい職場づくり	
ア ワークライフバランスの推進（総実勤務時間の縮減・仕事と家庭の 両立支援制度の充実）	
イ 学校現場における教職員の負担軽減	
ウ 職員の健康管理	
エ ハラスメントの防止	
(2) 公務員倫理の徹底	

職員の給与に関する報告（意見）

給与勧告の基本的な考え方

我が国の経済情勢は、本年 9 月の月例経済報告（内閣府）によると、景気は緩やかな回復基調が続き、個人消費は総じてみれば底堅い動きとなっており、雇用情勢や所得環境は改善が続いている。また、民間企業の本年の春季賃金改定においても、昨年水準は下回るものの、昨年、一昨年に引き続き、賃金の引上げを図る傾向が認められた。

現在、我が国は、少子高齢化の急速な進行による人口急減という労働供給の減少、ひいては将来の経済規模の縮小をも招きかねない極めて大きな構造的問題に直面している。

本県も、戦後一貫して増加してきた人口は減少に転じ、75歳以上の後期高齢者が全国で最も高い率で増加するなど、今後、これまで経験したことのない局面を迎える。従来モデルや経験が通用しない課題に対して、先見性と創造性を持った主体的な取組が県政に求められている。

個々の職員にとっては、自ら意欲を持ってその能力の向上を図るとともに、危機感を持って新たな課題や困難な業務に立ち向かうことが求められる。

本委員会としては、県民の県政に対する様々な期待に応え、課題に果敢に立ち向かう職員の努力や成果を適正に評価し、その結果を的確に給与に反映させるなどの適切な給与制度を構築することが、職員の士気を更に高め、より一層効果的な行政運営に資するものと考えている。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、

社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。また、その給与は、生計費、国や他の地方公共団体の職員及び民間企業の従業員の給与等の事情を考慮して定めなければならないものとされている。

民間準拠を基本に勧告を行う理由は、職員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与の確保が必要である中で、公務においては市場原理に基づく給与の決定は困難であるため、労使交渉等によってその時々を経済、雇用情勢等を反映して決定される民間企業の従業員の給与水準に合わせていくことが最も合理的と考えられるからである。

こうした民間準拠を基本として公務員給与を決定することは、広く納税者である県民の理解と職員の納得を得られるものであると考える。

本委員会においても、こうした基本的な考え方の下、職員及び県内の民間事業所の従業員の給与等の実態を精緻に調査した上で、国や他の地方公共団体の状況等を踏まえ、職員の給与について、様々な角度から検討を行った。

その結果、次のとおり報告及び勧告を行うものである。

公民給与較差に基づく給与改定

1 職員の給与の状況

本委員会が実施した「平成28年職員給与実態調査」の概要は次のとおりである。

(1) 職員の構成

本年4月の職員の総数は前年比225人減の58,423人となっている。職員は、従事する職務の種類に応じ、それぞれ行政職、公安職、研究職、医療職、教育職、学校栄養職及び事務職の7種10給料表並びに特定任期付職員の給料表の適用を受けている。これらの職員の学歴別人員構成比は大学卒77.2%、短大卒8.1%、高校卒14.6%、中学卒0.1%となっており、性別人員構成比は男性59.9%、女性40.1%となっている。

(参考資料第1表)

(2) 平均給与月額

本年4月の民間給与との比較を行っている行政職給料表適用職員は8,008人であり、平均年齢は43.5歳、平均給与月額(給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び管理職手当等の合計額)は393,671円となっている。

(参考資料第2表)

また、教員、警察官及び医師等を含めた職員全体の平均年齢は41.2歳、平均給与月額は401,717円となっている。

(参考資料第3表)

2 民間給与等の調査

(1) 最近の賃金情勢等

ア 民間賃金の動向

「毎月勤労統計調査地方調査」(県統計課、事業所規模30人以上)によると、本年4月の常用労働者(パートタイム労働者を含む。)の所定

内給与は、昨年4月と比べて0.5%増加している。

(参考資料第24表)

イ 物価及び生計費

本年4月のさいたま市の消費者物価指数(県統計課)は、昨年4月と比べて0.7%減少している。

本委員会が「家計調査」(総務省)を基礎として算定した、本年4月におけるさいたま市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ223,940円、262,120円及び300,320円となっている。また、「全国消費実態調査」(同省)を基礎に算定した同月における1人世帯の標準生計費は、159,700円となっている。

(参考資料第23表・第24表)

ウ 雇用情勢

「労働市場ニュース」(埼玉労働局)によると、本年4月の本県の有効求人倍率、新規求人倍率(いずれも就業地別、季節調整値)は、それぞれ1.21倍(昨年0.97倍)、1.88倍(同1.53倍)となっている。

有効求人数、新規求人数は、前年同月比でそれぞれ18.3%、15.2%増加している。

(2) 職種別民間給与実態調査の結果

本委員会が実施した「平成28年職種別民間給与実態調査」の概要は次のとおりである。

ア 調査の方法及び内容

本委員会は、職員給与と民間給与とのラスパイレス方式による精密な比較を行うため、人事院及びさいたま市人事委員会等と共同して、企業

規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所2,082(母集団事業所)のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した450の事業所について実地調査を行った。

この調査では、公務の行政職給料表と類似すると認められる事務・技術関係職種及びその他の職種である研究員、医師等の職種の合計76職種、14,167人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を詳細に調査した。また、各民間企業における給与改定の状況等についても調査した。

本年の調査完了率は、各民間事業所の協力を得て、86.3%という高い水準であり、調査結果は広く民間事業所の給与の状況が反映されたものといえる。

(参考資料第10表)

イ 職種別給与

本年4月現在の職種別の初任給及び給与額等は、それぞれ参考資料第11表及び第12表のとおりとなっている。

ウ 初任給の改定状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で24.9%、高校卒で12.7%となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で30.8%(昨年36.7%)、高校卒で32.4%(同30.6%)となっており、昨年と比べてそれぞれ5.9ポイント減少、1.8ポイント増加している。

(参考資料第13表)

エ 給与改定の状況

ベースアップを実施した事業所の割合は、一般の従業員(係員)につ

いては33.3%（昨年38.7%）、管理職（課長級）については27.8%（同28.9%）となっており、昨年と比べてそれぞれ5.4ポイント、1.1ポイント減少している。

一方、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）については88.8%（昨年88.1%）、管理職（課長級）については78.2%（同76.0%）となっている。また、昇給額を昨年と比べて増額した事業所の割合は、それぞれ27.9%（昨年25.1%）、24.1%（同21.3%）となっている。

（参考資料第14表・第15表）

3 職員給与と民間給与との比較

本年の公民給与の比較を行った結果は、次のとおりである。

(1) 月例給

本委員会は、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあつては行政職給料表適用職員、民間にあつてはこれと類似すると認められる事務・技術関係職種の常勤の従業員について、給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の本年4月分の給与額を対比させ、ラスパイレス方式により精密に比較した。

その結果、職員給与が民間給与を1人当たり平均1,641円（0.42%）下回っていた。

職員給与と民間給与との較差

民間給与 A	職員給与 B	較 差	
		A - B	$\frac{A - B}{B} \times 100$
395,312円	393,671円	1,641円	0.42%

（注） 民間給与、職員給与ともに本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(2) 特別給

昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間に於いて、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額に相当する 4.30 月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数（4.20 月）が民間の特別給の年間支給割合を下回っていた。

（参考資料第 19 表）

職員の期末手当・勤勉手当と民間の特別給の支給状況

民間の特別給	職員の期末手当・勤勉手当
4.30 月	4.20 月

4 人事院の報告及び勧告における国の改定状況

人事院は、本年 8 月 8 日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与について報告及び勧告するとともに、公務員人事管理に関する報告等を行った。

本年の給与改定は、民間の賃金引き上げの動きを反映して、昨年、一昨年に引き続き月例給、特別給をともに引き上げる内容となった。月例給については、初任給をはじめ若年層に重点を置いて俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、本府省業務調整手当の金額の引き上げの一部を本年 4 月に遡及して実施することとしている。特別給については、期末手当・勤勉手当の支給月数を年間で 0.1 月分引き上げることとしている。あわせて、俸給表の改定状況を勘案し、医師等の処遇を確保する観点から初任給調整手当を引き上げることとしている。

また、平成 29 年度においては、給与制度の総合的見直しにおける本府省業務調整手当の金額の引き上げ、配偶者に係る扶養手当の見直し、専門スタッフ職俸給表 4 級の新設を行うこととしている。

（参考資料第 22 表）

5 本年の給与改定

職員の給与の実態並びに職員の給与を決定するための基本的要素となる民間給与、生計費及び人事院勧告等の状況は、以上のとおりである。

これらを総合的に勘案した結果、職員の給与改定について以下のとおり報告する。

(1) 給与改定の基本方針

前記3のとおり、本年4月の時点で、月例給については職員給与が民間給与を1,641円(0.42%)下回るとともに、特別給についても職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数が民間の特別給の年間支給割合を下回ることが判明した。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。

本委員会としては、民間給与との均衡を図るため、月例給及び特別給について引上げ改定を行うことが適当であると判断した。

月例給については、基本的な給与である給料月額及び地域手当の改定を行うこととした。改定に当たっては、給与制度の総合的見直しにより、昨年4月に実施された給料表水準の引下げに伴う経過措置額を支給されている職員の大半が、給料表の引上げ改定を行っても実際にはそれに見合う額が支給されないこと、地域手当の段階的引上げを進めていることなどを考慮した。

特別給については、本年の職種別民間給与実態調査の結果に基づき、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合に見合うよう引き上げることとした。

なお、月例給の改定については、本年4月時点の比較に基づき、職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

(2) 給与改定の内容

ア 給料表

民間給与との比較を行っている行政職給料表については、初任給を中心に若年層に重点を置いて引上げ改定を行うとともに、その他についても引上げ改定を行う。再任用職員及び再任用学校職員（以下「再任用職員等」という。）の給料月額についても、この取扱いに準じて改定を行う。

また、行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行う。

イ 初任給調整手当

医師等に対する初任給調整手当については、支給月額の限度を引き上げる。

ウ 地域手当

地域手当については、公民較差の状況等を考慮し、支給割合を引き上げる。引上げ後の地域手当の支給割合については、次表に示すとおりとする。

引上げ後の地域手当の支給割合

職 員	支給割合
埼玉県の実域に在勤する職員	9.3%
東京都の特別区の実域に在勤する職員	12.3%

エ 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、支給月数を0.1月分引き上げる。支給月数の引上げ分については、勤勉手当に割り振ることとする。

また、再任用職員等の勤勉手当、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても同様に支給月数を引き上げる。

給与制度の総合的見直し

人事院は、国家公務員給与の諸課題に対応するため、平成26年に給与制度の総合的見直しについて勧告し、国においては、俸給表の水準の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等が昨年4月から段階的に実施されているところである。

本委員会も、国における見直しの趣旨及び本県の状況を踏まえ、平成26年に給与制度の総合的見直しについて勧告し、本県においても昨年4月から段階的な実施が図られている。

本年は、4月から実施している諸手当の改定のほか、前述のとおり、公民較差の状況等を考慮し、地域手当の支給割合の改定を行うこととした。

また、引き続き給与制度の総合的見直しを着実に進めていく必要があることから、給料表の水準の引下げに伴う原資の状況等を踏まえ、平成29年度における地域手当の支給割合は次表に示すとおりとする。

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の地域手当の支給割合

職 員	支給割合
埼玉県の区域に在勤する職員	9.7%
東京都の特別区の存する地域に在勤する職員	12.7%

扶養手当の見直し

本年の人事院勧告では、扶養手当について、配偶者に係る手当を支給する民間事業所の割合や配偶者を扶養親族とする国家公務員の割合が減少傾向にあること、民間企業における配偶者に係る手当の見直しの動向や我が国の少子化対策の状況等を踏まえ、配偶者に係る手当額を引き下げるとともに、子に係る手当額を引き上げる見直しを行うこととされた。また、一定以上の給与水準にある職務の級の職員については、併せて父母等に係る手当額の見直しも行うこととしている。

本県においても、配偶者に係る手当を支給する民間事業所の割合や配偶者を扶養親族とする県職員の割合は減少傾向にあるとともに、県内民間企業における配偶者及び子に係る手当の見直し状況等も踏まえ検討した結果、国に準じて扶養手当の見直しを行うことが適当であると判断した。各年度における具体的な手当額は次表に示すとおりとする。

各年度における扶養手当の手当額

(単位：円)

扶養親族		年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度以降
配偶者	行政職給料表 7 級以下		13,000	10,000	6,500	6,500	6,500
	行政職給料表 8 級		13,000	10,000	6,500	3,500	3,500
	行政職給料表 9 級以上		13,000	10,000	6,500	3,500	(支給しない)
子			6,500	8,000	10,000	10,000	10,000
父母等	行政職給料表 7 級以下		6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
	行政職給料表 8 級		6,500	6,500	6,500	3,500	3,500
	行政職給料表 9 級以上		6,500	6,500	6,500	3,500	(支給しない)

- (注) 1 「行政職給料表 7 級」、「行政職給料表 8 級」及び「行政職給料表 9 級」には、これらに相当する職務の級を含む。
- 2 職員に配偶者がいない場合の扶養親族 1 人に係る手当額については、平成28年度は 11,000 円、平成29年度は子 10,000 円・父母等 9,000 円、平成30年度以降はこの表に掲げる子又は父母等の額とする。

給与制度の改正等

1 人事評価の給与への反映

適正な評価に基づき、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた実績を給与に反映させていくことは、個々の職員が高い士気を確保しつつ、公務能率を増進していくために必要である。

人事院は、本年、再任用職員の勤勉手当についても勤務実績をより反映し得るよう措置する旨の報告を行っている。

本県においては、人事評価を基礎とした能力・実績に基づく人事管理の徹底を図る改正地方公務員法が本年4月から施行されたことを踏まえ、人事評価の給与への反映を順次拡大しているところである。

今後とも法改正の趣旨等を踏まえ、人事評価の的確な給与への反映を図っていくことが重要である。

2 昇給制度について

国においては、世代間の給与配分を適正化する観点から、55歳を超える職員について、標準の勤務成績では昇給を停止することを内容とする改正を平成25年度から実施した。

本県においても、速やかに昇給制度の適切な見直しを行う必要がある。

3 教育職員の給与について

教育職員の給与については、中央教育審議会の答申において、教員給与にメリハリを付けるという方向性が示され、その実施が図られているところである。本県ではこれまで、国の方針を踏まえつつ、本県の実情に応じて適宜見直しを行ってきた。

今後も国の動向を注視し、適切な見直しに向けた検討を進めていく必要がある。

勧告実施の要請

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。

本年の勧告は、民間給与との較差を解消するための月例給及び特別給の引上げに加えて、給与制度の総合的見直しや扶養手当の見直しを進める内容となった。

民間準拠により給与を決定する仕組みを通じて、職務に精励している職員に適正な給与を支給することは、その努力や成果に報いるとともに、人材の確保にも資するものであり、県行政の公正かつ能率的な運営に寄与するものである。

議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告のとおり実施されるよう要請する。

勸 告

職員の給与に関する条例（昭和27年埼玉県条例第19号）、学校職員の給与に関する条例（昭和31年埼玉県条例第33号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年埼玉県条例第5号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年埼玉県条例第68号）の適用を受ける職員の給与について、次のように勧告する。

公民給与較差に基づく給与改定

1 職員の給与に関する条例及び学校職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当について

(ア) 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額
額の限度を308,000円とすること。

(イ) 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、
医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する
支給月額
額の限度を50,600円とすること。

イ 勤勉手当について

(ア) 平成28年12月期の支給割合

a b以外の職員

勤勉手当の支給割合を0.9月分（再任用職員及び再任用学校職員にあっては、0.425月分）とすること。

b 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を1.1月分（再任用職員にあっては、0.525月分）とすること。

(1) 平成29年6月期以降の支給割合

a b以外の職員

6月及び12月に支給する勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.85月分（再任用職員及び再任用学校職員にあっては、それぞれ0.4月分）とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給する勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.5月分）とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 平成28年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 平成29年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給する期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 平成28年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 平成29年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給する期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

扶養手当の見直し

- 1 配偶者に係る手当の月額を6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（2において「特定職員」という。）にあっては、3,500円）とし、子に係る手当の月額（扶養親族としての子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、職員の給与に関する条例第8条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき10,000円とすること。
- 2 特定職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円とすること。
- 3 職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当の月額を11,000円とする取扱いを廃止すること。

- 4 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこととする。

改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、平成28年4月1日から実施すること。ただし、の1の(2)のイの(ア)、2の(2)のア及び3の(2)のアについては平成28年12月1日から、の1の(2)のイの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイ並びにについては平成29年4月1日から実施すること。

2 扶養手当の月額等の特例措置

(1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、の1中「6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（2において「特定職員」という。）にあつては、3,500円）」とあるのは「10,000円」と、「10,000円」とあるのは「8,000円」とし、の2中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、の3中「11,000円とする取扱いを廃止する」とあるのは「子にあつては10,000円とし、子以外の扶養親族にあつては9,000円とする」とし、の4中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。

(2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、 の1中「6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（2において「特定職員」という。）にあっては、3,500円）」とあるのは「6,500円」とし、 の2中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、 の4中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。

(3) 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、 の4中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは、「職員に対して支給する子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円」とすること。

別記第1

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600	520,900
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700	523,800
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700	526,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700	530,000
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700	533,100
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700	535,400
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700	537,900
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800	540,300
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500	542,700
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600	544,500
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600	546,300
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700	548,200
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400	549,900
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700	551,300
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000	552,600
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300	553,700
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400	555,000
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800	556,000
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300	556,900
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700	557,800
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900	558,700
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300	
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800	
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300	
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400	
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500	
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700	
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900	
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900	
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800	
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700	
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600	
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400	
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300	
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000	
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500	
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200	
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800	
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600	
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700	
	42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800		
	43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200		
	44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500		
	45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800		
	46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200			
	47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600			
	48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300			
	49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800			
	50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200			
	51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600			
	52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000			
	53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400			
	54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800			
	55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200			
	56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500			
	57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800			
	58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200			
	59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500			
	60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800			
再任職員以外の職員	61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100			
	62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300				
	63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600				
	64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900				
	65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200				
	66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500				
	67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800				
	68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100				
	69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300				
	70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600				
	71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900				
	72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200				
	73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400				
	74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700				
	75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000				
	76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200				
	77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400				
	78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700				
	79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000				
	80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200				
	81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400				
	82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700				
	83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000				
	84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200				

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400				
	86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500					
	87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800					
	88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000					
	89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200					
	90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500					
	91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800					
	92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000					
	93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200					
	94		294,000	341,800							
	95		294,400	342,300							
	96		294,800	342,700							
	97		295,000	342,800							
	98		295,300	343,300							
	99		295,700	343,700							
	100		296,100	344,000							
	101		296,300	344,300							
	102		296,600	344,700							
	103		297,000	345,100							
	104		297,300	345,500							
	105		297,500	346,000							
	106		297,800	346,400							
	107		298,200	346,800							
	108		298,500	347,200							
	109		298,700	347,700							
	110		299,100	348,100							
	111		299,500	348,400							
	112		299,800	348,700							
	113		299,900	349,200							
	114		300,200								
	115		300,500								
	116		300,900								
	117		301,100								
	118		301,300								
	119		301,600								
	120		301,900								
	121		302,300								
	122		302,500								
	123		302,800								
	124		303,100								
	125		303,400								
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200	520,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条第1項及び附則第5項に規定する職員を除く。

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	164,900	180,600	207,100	247,100	290,800	317,300	345,900	380,700	422,000
	2	166,600	182,400	209,100	248,900	292,800	319,500	348,100	382,900	423,800
	3	168,400	184,200	211,100	250,700	294,900	321,800	350,400	385,000	425,700
	4	170,100	186,000	213,100	252,500	297,200	323,900	352,600	387,100	427,600
	5	171,600	187,900	215,100	254,200	299,000	326,200	354,600	388,900	429,000
	6	173,500	190,200	217,100	256,000	301,200	328,400	356,700	390,900	430,700
	7	175,300	192,500	219,100	257,600	303,300	330,700	358,900	392,700	432,300
	8	177,200	194,800	221,000	259,300	305,500	332,900	361,100	394,500	433,800
	9	178,900	197,000	223,100	260,700	307,500	334,800	363,000	396,300	435,400
	10	180,600	199,600	224,900	262,300	309,700	337,100	365,200	398,300	437,100
	11	182,300	202,100	226,700	263,600	312,000	339,300	367,300	400,300	438,700
	12	184,000	204,600	228,500	264,900	314,100	341,600	369,500	402,400	440,300
	13	185,900	206,900	230,400	266,500	316,200	343,600	371,500	404,100	441,400
	14	188,000	208,700	232,300	267,900	318,500	345,700	373,600	406,200	443,000
	15	190,100	210,500	234,200	269,000	320,700	347,900	375,800	408,200	444,800
	16	192,200	212,300	236,100	270,300	322,900	350,000	377,900	410,300	446,600
	17	194,400	214,200	237,700	271,300	324,800	352,200	379,600	412,000	448,200
	18	196,800	216,100	239,500	272,700	327,100	354,200	381,600	413,700	450,000
	19	199,200	218,000	241,300	274,100	329,200	356,300	383,500	415,400	451,800
	20	201,600	219,800	243,100	275,500	331,500	358,400	385,500	417,000	453,500
	21	204,100	221,500	244,700	276,800	333,500	360,300	387,300	418,700	455,100
	22	205,900	223,300	246,100	278,200	335,500	362,300	389,400	420,300	456,800
	23	207,700	225,100	247,300	279,500	337,600	364,300	391,500	421,700	458,400
	24	209,500	226,900	248,600	281,000	339,600	366,400	393,500	423,200	460,200
	25	211,400	228,600	249,900	282,200	341,600	368,200	395,200	424,500	461,700
	26	213,200	230,300	251,200	284,100	343,700	370,200	397,200	425,900	463,100
	27	215,000	232,000	252,500	286,100	345,700	372,200	399,300	427,400	464,600
	28	216,700	233,700	253,700	288,100	347,700	374,200	401,400	429,000	465,900
	29	218,600	235,100	254,900	290,000	349,700	376,100	402,900	430,300	467,100
	30	220,400	236,900	256,000	292,000	351,800	378,200	404,700	432,000	467,800
	31	222,200	238,700	257,300	293,800	353,800	380,300	406,400	433,700	468,500
	32	224,000	240,500	258,400	295,700	355,900	382,300	408,100	435,300	469,200
	33	225,700	241,900	259,100	297,500	357,500	384,200	409,800	436,700	469,700
	34	227,400	243,400	260,300	299,300	359,500	386,300	411,300	438,400	470,500
	35	229,100	244,700	261,400	301,200	361,400	388,400	412,900	440,100	471,200
	36	230,800	246,100	262,600	303,000	363,500	390,300	414,400	441,700	471,800
	37	232,200	247,400	263,500	304,800	365,400	392,000	415,700	443,100	472,100
	38	234,000	248,700	264,700	306,700	367,500	393,500	417,200	443,800	472,700
	39	235,800	249,900	265,700	308,600	369,500	394,800	418,700	444,500	473,200
	40	237,600	251,100	266,700	310,300	371,500	396,200	420,200	445,200	473,700
	41	239,000	252,300	267,900	312,200	373,500	397,400	421,700	445,600	474,200
	42	240,400	253,500	269,300	314,000	375,600	398,500	423,000	446,200	474,600
	43	241,700	254,600	270,600	315,900	377,700	399,500	424,300	446,900	475,000
	44	242,900	255,700	271,800	317,800	379,700	400,500	425,500	447,500	475,400
	45	244,200	256,600	272,900	319,500	381,400	401,700	426,500	448,300	475,700
	46	245,300	257,700	274,400	321,400	383,100	402,900	427,200	449,000	
	47	246,300	258,800	275,900	323,300	384,700	404,000	428,000	449,500	
	48	247,200	260,000	277,500	325,100	386,400	405,200	428,800	450,000	

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 職員 以外 の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	49	248,100	260,900	279,300	326,700	387,800	406,500	429,300	450,500	
	50	249,200	262,100	281,000	328,300	388,800	407,300	429,700	450,800	
	51	250,400	263,100	282,700	329,800	389,800	408,100	430,100	451,100	
	52	251,500	264,200	284,200	331,500	390,800	408,800	430,400	451,500	
	53	252,300	265,400	285,700	333,100	392,100	409,300	430,700	451,900	
	54	253,500	266,400	287,500	334,800	393,200	410,000	431,100	452,100	
	55	254,400	267,800	289,200	336,600	394,300	410,700	431,400	452,400	
	56	255,600	269,000	290,900	338,400	395,500	411,300	431,700	452,600	
	57	256,600	270,000	292,500	339,500	396,800	412,000	432,000	453,000	
	58	257,600	271,600	294,200	341,200	397,600	412,400	432,300	453,200	
	59	258,400	273,000	296,000	342,800	398,400	413,000	432,600	453,400	
	60	259,400	274,600	297,800	344,400	399,100	413,600	432,900	453,600	
	61	260,500	276,200	299,200	346,000	399,600	414,000	433,200	454,000	
	62	261,500	277,800	301,000	347,700	400,300	414,600	433,500		
	63	262,600	279,400	302,800	349,400	401,000	415,100	433,800		
	64	263,500	280,900	304,500	351,100	401,700	415,600	434,100		
	65	264,600	282,400	306,000	352,700	402,000	416,100	434,400		
	66	265,800	283,800	307,700	354,300	402,700	416,700	434,700		
	67	267,000	285,300	309,200	355,900	403,400	417,100	435,000		
	68	268,300	286,700	310,900	357,500	404,000	417,600	435,300		
	69	269,500	288,300	312,400	358,700	404,400	418,000	435,500		
	70	270,900	289,800	313,800	360,100	404,900	418,300	435,800		
	71	272,300	291,400	315,300	361,400	405,500	418,600	436,100		
	72	273,600	293,000	316,800	362,800	406,000	418,900	436,400		
	73	274,900	294,200	317,700	364,000	406,500	419,200	436,600		
	74	276,300	295,600	319,300	365,200	406,900	419,500	436,900		
	75	277,700	297,100	320,800	366,500	407,400	419,800	437,200		
	76	278,900	298,600	322,500	367,800	407,900	420,100	437,500		
	77	280,100	299,700	324,300	369,100	408,400	420,300	437,700		
	78	281,300	301,200	326,000	370,300	408,900	420,600	438,000		
	79	282,500	302,500	327,600	371,500	409,500	420,900	438,300		
	80	283,600	304,000	329,200	372,700	410,000	421,200	438,600		
	81	284,700	305,400	330,900	373,900	410,400	421,400	438,800		
	82	285,900	306,800	332,600	375,100	411,000	421,700	439,100		
	83	287,200	308,100	334,200	376,200	411,500	422,000	439,400		
	84	288,500	309,500	335,900	377,400	411,700	422,200	439,700		
	85	289,700	310,600	337,300	378,500	412,000	422,400	439,900		
	86	290,900	312,100	338,800	379,100	412,500	422,700			
	87	292,000	313,400	340,300	379,600	412,800	423,000			
	88	293,200	314,900	341,800	380,200	413,100	423,200			
	89	294,300	316,400	343,100	380,800	413,400	423,400			
	90	295,500	317,900	344,300	381,400	413,800	423,700			
	91	296,600	319,300	345,600	382,000	414,200	424,000			
	92	297,800	320,800	346,900	382,600	414,600	424,200			
	93	298,500	322,100	348,300	382,900	414,900	424,400			
	94	299,800	323,400	349,800	383,400					
	95	300,900	324,800	351,300	384,000					
	96	302,200	326,100	352,800	384,500					
	97	303,300	327,300	354,100	384,900					
	98	304,500	328,600	355,300	385,300					
	99	305,700	329,900	356,400	385,900					
	100	306,900	331,200	357,600	386,400					

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	101	308,100	332,600	358,700	386,800					
	102	309,100	333,500	359,800	387,300					
	103	310,200	334,600	360,900	387,900					
	104	311,200	335,800	362,100	388,400					
	105	312,000	336,900	363,300	388,700					
	106	312,600	338,000	363,800	389,100					
	107	313,200	339,000	364,400	389,600					
	108	313,900	340,100	365,000	389,900					
	109	314,400	341,300	365,600	390,200					
	110	314,900	342,300	366,100	390,700					
	111	315,400	343,300	366,600	391,200					
	112	316,000	344,200	367,100	391,700					
	113	316,800	345,100	367,500	392,000					
	114	317,500	346,000	367,900	392,500					
	115	318,200	347,000	368,500	393,000					
	116	318,900	348,000	369,000	393,500					
	117	319,500	349,000	369,400	393,800					
	118	320,300	349,500	369,900	394,300					
	119	321,000	350,100	370,500	394,800					
	120	321,800	350,700	371,000	395,300					
	121	322,400	351,000	371,100	395,700					
	122	322,700	351,400	371,700	396,200					
	123	323,200	351,900	372,200	396,600					
	124	323,700	352,300	372,600	397,100					
	125	324,000	352,700	373,100	397,500					
	126		353,100	373,600						
	127		353,600	374,100						
	128		354,000	374,600						
	129		354,400	374,900						
	130		354,800	375,400						
	131		355,200	375,900						
	132		355,600	376,400						
	133		355,800	376,700						
	134		356,300	377,200						
	135		356,700	377,600						
	136		357,000	378,000						
	137		357,300	378,300						
	138		357,700	378,800						
	139		358,200	379,300						
	140		358,700	379,800						
	141		359,000	380,100						
	142		359,500							
	143		360,000							
	144		360,500							
	145		360,800							
再任用職員		240,700	252,400	256,500	287,800	304,300	318,400	342,000	377,100	408,700

備考 この表は、警察官に適用する。

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	141,700	191,400	278,000	329,500	387,700
	2	142,800	194,000	280,400	331,700	390,600
	3	144,000	196,400	282,800	333,900	393,300
	4	145,100	198,800	285,200	335,900	396,100
	5	146,200	201,300	287,500	337,800	398,300
	6	147,500	203,600	289,700	339,900	401,000
	7	148,800	205,900	291,700	342,000	403,700
	8	150,100	208,100	293,700	344,000	406,400
	9	151,200	210,200	295,900	345,900	409,000
	10	152,900	212,500	298,500	347,900	411,600
	11	154,500	215,000	301,100	350,000	414,300
	12	156,100	217,300	303,900	352,000	417,100
	13	157,600	219,500	306,100	354,000	419,700
	14	159,500	221,900	308,700	355,900	422,400
	15	161,400	224,300	311,200	357,700	425,200
	16	163,400	226,700	314,000	359,600	427,900
	17	165,200	229,000	316,600	361,500	430,400
	18	167,400	231,800	318,800	363,400	433,000
	19	169,600	234,700	321,000	365,300	435,500
	20	171,700	237,600	323,100	367,300	438,100
	21	173,900	240,100	325,400	368,900	440,600
	22	176,300	242,800	327,400	370,900	443,200
	23	178,600	245,300	329,400	372,700	445,800
	24	180,900	248,000	331,400	374,600	448,300
	25	183,000	250,700	333,500	376,100	450,500
	26	185,200	253,100	335,400	377,800	452,800
	27	187,300	255,400	337,200	379,700	455,300
	28	189,400	257,600	339,100	381,600	457,800
	29	191,500	260,300	341,000	383,400	460,300
	30	193,300	262,500	342,700	385,300	462,800
	31	195,100	264,400	344,200	387,200	465,300
	32	196,800	266,500	345,900	389,100	467,800
	33	198,600	268,400	347,300	390,700	470,100
	34	200,500	270,400	348,700	392,500	472,500
	35	202,400	272,500	350,200	394,100	474,900
	36	204,300	274,400	351,700	395,900	477,400
	37	206,000	276,300	353,000	397,100	479,800
	38	207,900	277,800	354,400	398,600	482,300
	39	209,800	279,000	355,700	400,000	484,700
	40	211,700	280,500	357,100	401,400	487,200
	41	213,600	281,900	357,900	402,800	489,500
	42	215,500	282,900	359,000	404,100	491,700
	43	217,400	283,900	360,200	405,600	493,900
	44	219,300	284,900	361,300	407,200	496,100

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	45	221,000	285,600	362,500	408,600	497,800
	46	222,900	286,800	363,700	409,800	499,300
	47	224,700	288,000	365,000	411,400	500,900
	48	226,500	289,200	366,100	413,000	502,400
	49	228,200	290,600	367,200	414,300	504,100
	50	230,000	291,900	368,500	415,700	505,500
	51	231,700	293,000	369,800	417,200	506,900
	52	233,400	294,100	371,100	418,600	508,400
	53	234,900	295,300	371,800	420,000	509,500
	54	236,700	296,500	372,800	421,400	510,700
	55	238,400	297,800	373,700	422,800	511,900
	56	240,000	298,900	374,700	424,200	513,100
	57	241,400	300,000	375,500	425,300	514,000
	58	242,600	301,100	376,300	426,600	515,000
	59	243,600	302,300	377,000	428,000	516,000
	60	244,700	303,500	377,700	429,300	517,000
	61	245,800	304,400	378,300	430,100	518,100
	62	246,900	305,500	379,000	431,000	519,000
	63	247,800	306,600	379,900	432,000	519,700
	64	248,900	307,700	380,800	432,900	520,400
	65	250,100	308,700	381,400	433,800	521,200
	66	251,200	309,800	382,200	434,600	522,000
	67	252,300	310,800	383,000	435,200	522,800
	68	253,200	311,800	383,800	436,000	523,600
	69	254,100	312,900	384,400	436,400	524,300
	70	255,500	313,900	385,100	437,000	525,100
	71	257,000	315,000	385,800	437,500	525,900
	72	258,400	316,100	386,500	438,000	526,700
	73	259,800	316,800	387,200	438,500	527,400
	74	261,200	317,800	387,800	439,100	
	75	262,600	318,900	388,400	439,600	
	76	263,700	320,000	389,100	440,100	
	77	264,800	321,100	389,800	440,600	
	78	266,000	322,100	390,400		
	79	267,300	323,000	391,000		
	80	268,400	323,900	391,600		
	81	269,800	325,000	392,200		
	82	271,100	325,800	392,800		
	83	272,400	326,500	393,400		
	84	273,600	327,300	394,000		
	85	274,700	327,800	394,500		
	86	275,800	328,300	395,000		
	87	277,100	328,800	395,500		
88	278,300	329,300	396,200			

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	89	279,300	329,600	396,600		
	90	280,500	330,100			
	91	281,600	330,600			
	92	282,800	331,100			
	93	283,800	331,400			
	94	284,800	331,800			
	95	285,800	332,300			
	96	286,800	332,800			
	97	287,300	333,300			
	98	288,200	333,800			
	99	288,900	334,300			
	100	289,800	334,800			
	101	290,700	335,300			
	102	291,400	335,800			
	103	292,100	336,300			
	104	292,800	336,800			
	105	293,500	337,300			
	106	294,000	337,700			
	107	294,500	338,200			
	108	295,000	338,600			
	109	295,200	339,100			
	110	295,600	339,500			
	111	295,900	340,000			
	112	296,200	340,400			
	113	296,500	340,900			
	114	296,800	341,300			
	115	297,100	341,800			
	116	297,400	342,200			
	117	297,700	342,700			
	118	298,100	343,100			
	119	298,400	343,500			
	120	298,800	343,900			
	121	299,100	344,300			
再任 用職員		216,700	257,900	282,700	325,100	383,600

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会
が定めるものに適用する。

医療職給料表
イ 医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	245,200	330,500	395,500	470,600
	2	247,700	333,500	398,400	472,900
	3	250,200	336,400	401,300	475,100
	4	252,700	339,400	404,100	477,400
	5	255,000	342,100	406,800	479,700
	6	258,800	345,400	409,500	481,900
	7	262,600	348,500	412,300	484,100
	8	266,400	351,600	415,000	486,300
	9	270,000	354,500	417,500	488,300
	10	274,000	357,400	420,200	490,400
	11	278,000	360,500	422,900	492,500
	12	282,000	363,700	425,600	494,600
	13	285,800	366,700	428,000	496,700
	14	289,800	370,300	430,500	498,800
	15	293,700	373,500	432,900	500,900
	16	297,600	377,200	435,400	503,000
	17	301,400	380,800	437,600	505,100
	18	305,000	383,500	440,000	507,100
	19	308,500	386,300	442,400	509,100
	20	312,100	389,000	444,800	511,100
	21	315,700	391,900	446,600	512,900
	22	319,400	394,500	449,000	514,700
	23	322,900	397,100	451,400	516,600
	24	326,400	399,500	453,700	518,500
	25	329,900	401,800	455,800	520,200
	26	332,700	404,100	458,100	522,000
	27	335,300	406,400	460,300	523,800
	28	337,900	408,700	462,600	525,600
	29	340,700	411,000	464,800	527,400
	30	342,800	413,100	467,100	529,200
	31	345,000	415,100	469,400	531,000
	32	347,400	417,200	471,600	532,800
	33	349,700	419,300	473,600	534,400
	34	352,100	421,200	475,700	536,200
	35	354,300	423,200	477,800	537,900
	36	356,800	425,200	479,900	539,700
	37	359,200	427,200	482,000	541,300
	38	361,600	429,200	483,800	542,900
	39	364,000	431,200	485,600	544,300
	40	366,200	433,200	487,400	545,900
	41	368,500	435,100	489,100	547,400
	42	369,900	436,900	490,900	548,800
	43	371,400	438,600	492,700	550,200
	44	372,800	440,400	494,500	551,500
再任 用職 員以 外の 職員	45	374,300	442,300	496,100	552,700
	46	375,700	444,100	497,800	553,700
	47	377,200	445,900	499,600	554,700
	48	378,700	447,600	501,400	555,700

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	49	379,900	449,400	503,000	556,700
	50	380,900	451,100	504,300	557,600
	51	381,900	452,900	505,600	558,500
	52	382,800	454,700	506,900	559,400
	53	383,800	456,600	508,100	560,200
	54	384,700	457,800	509,400	561,100
	55	385,600	459,000	510,700	562,000
	56	386,500	460,200	512,000	562,900
	57	387,400	461,400	513,000	563,800
	58	388,300	462,400	513,800	564,700
	59	389,100	463,400	514,600	565,600
	60	389,900	464,400	515,400	566,300
	61	390,600	465,200	516,300	567,200
	62	391,100	465,900	517,100	568,100
	63	391,500	466,600	518,000	569,000
	64	392,000	467,300	518,800	569,900
	65	392,300	468,000	519,700	570,800
	66		468,700	520,600	
	67		469,400	521,300	
	68		470,100	522,200	
	69		470,500	523,100	
	70		471,200	523,900	
	71		471,900	524,800	
	72		472,600	525,700	
	73		473,000	526,500	
	74		473,600	527,400	
	75		474,300	528,300	
	76		475,000	529,000	
	77		475,400	529,800	
	78		476,000	530,700	
	79		476,600	531,600	
	80		477,100	532,500	
	81		477,700	533,300	
	82		478,200	534,200	
	83		478,700	535,100	
	84		479,200	536,000	
	85		479,600	536,800	
	86		480,200	537,700	
	87		480,600	538,600	
	88		481,100	539,500	
	89		481,600	540,300	
	90		482,200		
	91		482,800		
	92		483,200		
	93		483,700		
	94		484,300		
	95		484,900		
	96		485,500		
	97		486,000		
再任 用職 員		295,400	337,800	392,200	465,200

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会が定めるものに適用する。

□ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500	370,300	436,400
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500	373,000	439,000
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700	375,600	441,500
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900	378,300	444,100
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900	380,700	446,500
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100	383,400	449,000
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200	386,000	451,500
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400	388,700	454,000
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300	390,800	456,400
	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400	393,100	458,800
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600	395,300	461,400
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700	397,500	463,800
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300	399,600	466,300
	14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300	401,600	467,800
	15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200	403,600	469,100
	16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200	405,700	470,400
	17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100	407,500	471,600
	18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100	409,500	472,900
	19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100	411,400	474,200
	20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100	413,500	475,500
	21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900	415,300	476,700
	22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900	416,900	478,100
	23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000	418,500	479,500
	24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100	420,000	480,700
	25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500	421,500	482,100
	26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300	422,800	483,400
	27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100	424,100	484,800
	28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800	425,400	486,200
	29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600	426,700	487,600
	30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100	427,900	488,700
	31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700	429,100	489,800
	32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400	430,200	490,900
	33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700	431,400	492,000
	34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000	432,600	492,900
	35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300	433,800	493,800
	36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500	435,000	494,700

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600	436,300	495,700
	38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800	437,100	
	39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900	437,500	
	40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000	438,200	
	41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800	438,700	
	42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600	439,100	
	43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400	439,500	
	44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200	439,900	
	45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600	440,300	
	46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200	440,700	
	47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700	441,100	
	48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100	441,400	
	49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500	441,700	
	50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800	442,100	
	51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100	442,400	
	52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400	442,700	
	53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700	443,000	
	54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000		
	55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300		
	56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600		
	57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900		
	58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200		
	59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500		
	60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900		
	61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100		
62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400			
63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700			
64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000			
65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200			
66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100				
67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800				
68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400				
69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800				
70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300				
71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800				
72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300				
73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900				
74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400				
75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000				
76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600				

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100			
	78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600			
	79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100			
	80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600			
	81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900			
	82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400			
	83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800			
	84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200			
	85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600			
	86		288,700	324,600	345,500				
	87		288,900	324,800	345,800				
	88		289,100	325,200	346,100				
	89		289,500	325,600	346,500				
	90		289,700	326,000	346,800				
	91		289,900	326,400	347,200				
	92		290,100	326,800	347,500				
	93		290,500	327,100	347,900				
	94		290,700	327,300	348,200				
	95		290,900	327,700	348,500				
	96		291,200	328,000	348,800				
	97		291,600	328,200	349,100				
	98		291,900	328,500	349,500				
	99		292,100	328,800	349,900				
	100		292,400	329,100	350,300				
	101		292,700	329,300	350,800				
	102		292,900	329,600	351,200				
	103		293,100	330,000	351,600				
	104		293,400	330,200	352,000				
	105		293,700	330,300	352,500				
	106			330,600					
	107			331,000					
	108			331,200					
	109			331,400					
	110			331,800					
	111			332,200					
	112			332,600					
	113			332,800					
再任用職員		187,900	214,500	242,700	256,100	281,300	322,000	364,200	425,700

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

八 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800	373,300
	2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900	375,900
	3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000	378,600
	4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200	381,200
	5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300	383,400
	6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400	385,800
	7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600	388,100
	8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700	390,400
	9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300	392,400
	10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300	394,500
	11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200	396,700
	12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200	399,000
	13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200	400,900
	14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300	402,900
	15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400	405,100
	16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400	407,300
	17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400	409,300
	18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400	411,500
	19	190,500	219,400	257,500	279,900	316,400	365,500	413,700
	20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600	415,800
	21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300	417,700
	22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400	419,600
	23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500	421,400
	24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500	423,300
	25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500	425,000
	26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100	426,600
	27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000	428,300
	28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900	429,900
	29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700	431,200
	30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400	432,500
	31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300	434,100
	32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100	435,600
	33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800	437,300
	34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500	438,900
	35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300	440,300
	36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000	441,700
	37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600	442,800
	38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300	444,100
	39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100	445,400
	40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900	446,800
	41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400	447,800
	42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900	448,500
	43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400	449,300
	44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700	449,900
	45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800	450,800
	46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900	451,500
	47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000	452,300
	48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200	453,100
	49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500	453,800
	50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600	454,500
	51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800	455,200
	52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900	456,000
	53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100	456,800
	54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100	457,600
	55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200	458,300
	56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300	459,000

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400	459,800
	58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900	
	59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500	
	60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900	
	61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500	
	62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000	
	63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400	
	64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900	
	65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500	
	66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900	
	67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200	
	68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500	
	69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900	
	70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200		
	71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900		
	72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500		
	73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200		
	74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700		
	75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300		
	76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800		
	77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200		
	78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800		
	79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300		
	80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600		
	81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900		
	82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400		
	83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800		
	84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100		
	85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400		
	86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900		
	87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400		
	88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800		
	89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100		
	90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500		
	91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000		
	92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400		
	93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800		
	94	280,900	314,200	347,600	365,600			
	95	281,800	314,900	348,300	366,000			
	96	282,800	315,500	348,900	366,300			
	97	283,600	316,200	349,300	366,900			
	98	284,400	316,500	349,700	367,400			
	99	285,000	317,100	350,200	367,900			
	100	285,900	317,800	350,600	368,400			
	101	286,700	318,200	351,100	369,000			
	102	287,500	318,800	351,500	369,500			
	103	288,300	319,400	352,000	370,000			
	104	289,100	320,000	352,400	370,400			
	105	289,800	320,400	352,700	371,000			
	106	290,300	320,900	353,200	371,500			
	107	290,800	321,400	353,600	372,000			
	108	291,300	321,900	353,900	372,500			
	109	291,500	322,300	354,400	373,100			
	110	291,800	322,700	354,900	373,500			
	111	292,000	323,000	355,400	374,000			
	112	292,400	323,300	355,900	374,500			
	113	292,700	323,700	356,400	375,100			
	114	292,900	324,100	356,900				
	115	293,300	324,500	357,400				
	116	293,600	324,800	357,800				

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	117	293,900	325,000	358,200				
	118	294,200	325,300	358,600				
	119	294,500	325,700	359,100				
	120	294,900	325,900	359,600				
	121	295,200	326,100	360,000				
	122	295,600	326,400	360,500				
	123	295,900	326,700	361,000				
	124	296,300	327,000	361,500				
	125	296,500	327,200	361,800				
	126	296,700	327,500					
	127	297,000	327,900					
	128	297,400	328,100					
	129	297,600	328,200					
	130	297,900	328,500					
	131	298,300	328,900					
	132	298,700	329,100					
	133	298,900	329,400					
	134	299,200	329,800					
	135	299,600	330,200					
	136	299,900	330,600					
	137	300,100	330,900					
	138	300,400	331,300					
	139	300,800	331,700					
	140	301,100	332,100					
	141	301,300	332,400					
	142	301,700	332,800					
	143	302,100	333,100					
	144	302,400	333,500					
	145	302,500	333,800					
	146	302,800	334,200					
	147	303,100	334,600					
	148	303,500	335,000					
	149	303,700	335,300					
	150	303,900	335,700					
	151	304,200	336,100					
	152	304,500	336,500					
	153	304,900	336,800					
	154	305,100						
	155	305,300						
	156	305,600						
	157	305,900						
	158	306,200						
	159	306,500						
	160	306,800						
	161	307,200						
	162	307,500						
	163	307,800						
	164	308,100						
	165	308,500						
	166	308,800						
	167	309,100						
	168	309,400						
	169	309,800						
再任用職員		234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400	369,800

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

教育職給料表
イ 教育職給料表(1)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	155,200	199,500	260,000	328,200	416,100
	2	156,700	201,200	262,500	330,400	417,900
	3	158,200	202,900	264,800	332,700	419,700
	4	159,700	204,600	267,100	334,800	421,400
	5	161,400	206,400	269,700	337,100	422,900
	6	163,300	208,100	272,100	339,300	424,400
	7	165,100	209,800	274,300	341,600	426,300
	8	166,900	211,400	276,500	343,900	428,200
	9	168,700	213,200	278,800	345,800	430,000
	10	170,800	215,100	281,100	347,900	431,800
	11	172,800	217,000	283,500	350,100	433,700
	12	174,800	218,900	285,700	352,200	435,500
	13	176,800	220,600	288,100	354,300	437,200
	14	179,000	222,600	290,200	356,300	439,100
	15	181,200	224,600	292,100	358,300	440,900
	16	183,400	226,600	294,100	360,300	442,800
	17	185,700	228,500	296,300	362,100	444,500
	18	188,300	231,200	298,800	364,000	446,300
	19	190,800	233,900	301,300	366,000	448,100
	20	193,300	236,600	304,000	368,000	449,900
	21	195,800	239,200	306,300	369,700	451,500
	22	197,500	242,000	308,900	371,600	453,200
	23	199,200	244,600	311,200	373,500	455,100
	24	200,900	247,300	313,900	375,400	456,800
	25	202,400	249,800	316,500	376,800	458,500
	26	204,100	252,300	318,800	378,600	460,100
	27	205,800	254,800	321,200	380,400	461,700
	28	207,400	257,100	323,400	382,300	463,200
	29	208,900	259,800	325,700	384,200	464,700
	30	210,600	262,200	327,700	386,100	466,000
	31	212,300	264,400	329,900	388,000	467,300
	32	214,000	266,600	332,100	390,000	468,600
	33	215,600	268,800	334,100	391,700	469,800
	34	217,400	271,000	336,200	393,400	470,500
	35	219,200	273,200	338,400	395,000	471,200
	36	221,000	275,200	340,500	396,800	471,900
	37	222,600	277,500	342,600	398,000	472,500
	38	224,400	279,500	344,700	399,500	473,200
	39	226,200	281,400	346,900	400,900	473,900
	40	228,000	283,400	349,000	402,300	474,600
	41	229,700	285,200	351,100	404,000	475,200
	42	231,400	287,600	353,200	405,400	475,900
	43	233,000	289,900	355,200	406,700	476,600
	44	234,600	292,400	357,300	408,200	477,300
	45	236,200	294,500	359,200	409,800	477,900
	46	237,600	297,000	361,200	411,100	478,600
	47	238,900	299,300	363,200	412,600	479,300
	48	240,100	302,000	365,200	414,200	480,000
	49	241,600	304,400	366,900	415,900	480,600
	50	243,100	306,800	368,700	417,300	481,300
	51	244,300	309,300	370,600	418,900	482,000
	52	245,800	311,600	372,600	420,400	482,700
	53	247,000	313,900	374,500	422,100	483,300
	54	248,200	316,100	376,300	423,600	484,000
	55	249,600	318,200	378,100	425,200	484,700
	56	250,700	320,400	379,800	426,800	485,400

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	57	252,000	322,600	381,300	428,300	486,000
	58	253,100	324,700	382,900	429,800	486,700
	59	254,200	326,900	384,600	431,000	487,400
	60	255,400	328,900	386,300	432,200	488,100
	61	256,700	331,000	387,500	433,400	488,700
	62	258,000	333,100	388,900	434,700	
	63	259,400	335,300	390,300	436,000	
	64	260,600	337,500	391,600	437,200	
	65	261,900	339,400	393,000	438,400	
	66	263,400	341,600	394,200	439,600	
	67	264,900	343,700	395,600	440,800	
	68	266,600	345,900	397,000	442,000	
	69	268,100	347,800	398,300	443,200	
	70	269,500	349,700	399,600	444,400	
	71	270,900	351,800	401,000	445,600	
	72	272,300	353,800	402,300	446,800	
	73	273,400	355,500	403,600	447,900	
	74	274,800	357,400	405,000	448,500	
	75	276,200	359,200	406,400	449,000	
	76	277,400	361,100	407,700	449,500	
	77	278,800	363,000	408,900	450,000	
	78	280,000	364,700	410,100	450,600	
	79	281,200	366,400	411,400	451,100	
	80	282,400	368,000	412,800	451,600	
	81	283,500	369,500	414,100	452,100	
	82	284,700	371,000	415,300	452,700	
	83	285,900	372,500	416,300	453,200	
	84	287,100	373,900	417,500	453,700	
	85	288,300	375,000	418,700	454,200	
	86	289,400	376,400	419,900	454,800	
	87	290,500	377,800	421,100	455,300	
	88	291,700	379,100	422,100	455,800	
	89	292,900	380,400	423,200	456,300	
	90	294,000	381,700	424,200	456,900	
	91	295,200	382,900	425,200	457,400	
	92	296,400	384,200	426,200	457,900	
	93	297,100	385,500	427,100	458,400	
	94	298,100	386,600	427,900	459,000	
	95	299,200	387,900	428,700	459,500	
	96	300,400	389,100	429,500	460,000	
	97	301,400	390,500	430,300	460,500	
	98	302,500	391,500	430,700	461,100	
	99	303,500	392,600	431,100	461,600	
	100	304,600	393,600	431,500	462,100	
	101	305,500	394,500	431,900	462,600	
	102	306,600	395,500	432,200		
	103	307,700	396,600	432,500		
	104	308,700	397,700	432,800		
	105	309,300	398,400	433,100		
	106	310,200	399,300	433,400		
	107	311,000	400,200	433,700		
	108	311,800	401,100	433,900		
	109	312,700	401,900	434,100		
	110	313,100	402,800	434,400		
	111	313,500	403,600	434,700		
	112	314,000	404,400	434,900		
	113	314,600	405,000	435,100		
	114	315,000	405,700	435,400		
	115	315,500	406,400	435,700		
	116	316,000	407,100	435,900		

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	117	316,600	407,700	436,100		
	118	317,100	408,200			
	119	317,500	408,600			
	120	318,000	409,000			
	121	318,500	409,400			
	122	318,900	409,700			
	123	319,400	410,000			
	124	319,900	410,200			
	125	320,500	410,400			
	126	320,800	410,700			
	127	321,100	411,000			
	128	321,400	411,200			
	129	321,600	411,400			
	130	321,900	411,700			
	131	322,200	412,000			
	132	322,500	412,200			
	133	322,700	412,400			
	134	322,900	412,700			
	135	323,100	413,000			
	136	323,400	413,200			
	137	323,700	413,400			
	138	323,900	413,700			
	139	324,200	414,000			
	140	324,500	414,200			
	141	324,700	414,400			
	142	324,900	414,700			
	143	325,200	415,000			
	144	325,400	415,200			
	145	325,700	415,400			
	146	325,900	415,700			
	147	326,200	416,000			
	148	326,500	416,200			
	149	326,700	416,400			
	150	326,900				
	151	327,200				
	152	327,500				
	153	327,700				
再任用 学校職員		233,200	273,500	302,200	330,300	414,400

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

□ 教育職給料表(2)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	155,200	171,100	260,000	289,000	405,900
	2	156,700	173,200	262,500	291,600	407,400
	3	158,200	175,300	264,800	294,500	408,900
	4	159,700	177,500	267,100	297,000	410,400
	5	161,400	179,500	269,700	299,500	411,800
	6	163,300	181,700	272,100	301,900	413,200
	7	165,100	183,900	274,300	304,200	414,700
	8	166,900	186,100	276,500	306,600	416,300
	9	168,700	188,400	278,800	309,000	417,700
	10	170,800	191,200	281,100	311,600	419,100
	11	172,800	193,900	283,500	314,300	420,500
	12	174,800	196,600	285,700	317,200	421,800
	13	176,800	199,500	288,100	319,700	423,100
	14	179,000	201,200	290,200	321,700	424,500
	15	181,200	202,900	292,100	323,700	425,900
	16	183,400	204,600	294,100	326,000	427,300
	17	185,700	206,400	296,300	328,200	428,500
	18	188,300	208,100	298,800	330,400	429,800
	19	190,800	209,800	301,300	332,700	431,000
	20	193,300	211,400	304,000	334,800	432,300
	21	195,800	213,200	306,300	337,100	433,400
	22	197,500	215,100	308,900	339,300	434,600
	23	199,200	217,000	311,200	341,600	435,900
	24	200,900	218,900	313,900	343,900	437,200
	25	202,400	220,600	316,500	345,800	438,500
	26	204,000	222,600	318,800	347,600	439,700
	27	205,600	224,600	321,200	349,500	440,700
	28	207,100	226,600	323,400	351,400	441,800
	29	208,800	228,500	325,700	353,200	443,000
	30	210,500	231,200	327,700	355,000	443,800
	31	212,200	233,900	329,900	356,700	444,600
	32	213,900	236,600	332,100	358,600	445,500
	33	215,400	239,200	334,100	360,200	446,400
	34	217,100	242,000	336,200	361,900	446,900
	35	218,800	244,600	338,300	363,600	447,400
	36	220,500	247,300	340,300	365,400	447,900
	37	222,000	249,800	342,300	367,300	448,400
	38	223,700	252,300	344,200	368,800	448,900
	39	225,400	254,800	346,200	370,300	449,400
	40	227,100	257,100	348,100	371,900	449,900
	41	228,700	259,800	349,900	373,100	450,400
	42	230,400	262,200	351,700	374,500	450,900
	43	232,000	264,400	353,500	375,900	451,400
	44	233,600	266,600	355,200	377,400	451,900
	45	235,300	268,800	357,000	378,900	452,400
	46	236,800	271,000	358,700	380,500	452,900
	47	238,200	273,200	360,200	382,100	453,400
	48	239,600	275,200	361,800	383,600	453,900
	49	241,000	277,500	363,100	385,000	454,400
	50	242,400	279,500	364,600	386,500	454,900
	51	243,900	281,400	366,200	388,000	455,400
	52	245,100	283,400	367,800	389,400	455,900

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	53	246,200	285,200	369,300	390,600	456,400
	54	247,600	287,600	370,800	391,900	
	55	248,800	289,900	372,300	393,000	
	56	250,000	292,400	373,800	394,100	
	57	251,200	294,500	375,300	395,500	
	58	252,400	297,000	376,700	396,700	
	59	253,500	299,300	378,100	397,900	
	60	254,700	302,000	379,400	399,200	
	61	256,100	304,400	380,300	400,400	
	62	257,300	306,800	381,500	401,400	
	63	258,500	309,300	382,700	402,800	
	64	259,400	311,600	383,800	404,100	
	65	260,400	313,900	384,700	405,300	
	66	261,800	316,100	385,900	406,400	
	67	263,200	318,200	386,900	407,600	
	68	264,700	320,400	388,000	408,700	
	69	266,300	322,600	389,200	409,700	
	70	267,800	324,700	390,200	410,900	
	71	269,300	326,900	391,300	412,100	
	72	270,700	328,900	392,500	413,300	
	73	271,800	331,000	393,500	413,900	
	74	273,000	333,100	394,600	414,700	
	75	274,300	335,300	395,700	415,400	
	76	275,500	337,500	396,800	415,900	
	77	276,900	339,300	397,700	416,200	
	78	278,000	341,200	398,600	416,600	
	79	279,200	343,100	399,600	417,000	
	80	280,400	344,900	400,600	417,400	
	81	281,600	346,700	401,400	417,700	
	82	282,500	348,500	402,200	418,100	
	83	283,700	350,100	402,900	418,500	
	84	284,900	351,900	403,700	418,800	
	85	285,900	353,200	404,400	419,100	
	86	286,800	354,800	405,200	419,500	
	87	287,700	356,300	405,900	419,900	
	88	288,700	357,800	406,600	420,200	
	89	289,800	359,200	407,200	420,500	
	90	290,700	360,500	407,900	420,800	
	91	291,600	361,900	408,400	421,100	
	92	292,500	363,300	409,100	421,300	
	93	292,900	364,800	409,500	421,500	
	94	293,600	366,100	409,900	421,800	
	95	294,300	367,400	410,200	422,100	
	96	295,100	368,600	410,500	422,300	
	97	295,900	369,600	410,800	422,500	
	98	296,700	370,600	411,100	422,800	
	99	297,500	371,600	411,400	423,100	
	100	298,200	372,600	411,600	423,300	
	101	299,100	373,500	411,800	423,500	
	102	299,600	374,500	412,100	423,800	
	103	300,100	375,500	412,400	424,100	
	104	300,600	376,500	412,600	424,300	
	105	300,800	377,300	412,800	424,500	
	106	301,200	378,200	413,100	424,800	
	107	301,500	379,100	413,400	425,100	
	108	301,700	380,100	413,600	425,300	

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	109	301,900	380,900	413,800	425,500	
	110	302,100	381,900	414,100	425,800	
	111	302,400	382,900	414,400	426,100	
	112	302,700	383,900	414,600	426,300	
	113	302,900	384,500	414,800	426,500	
	114	303,100	385,400	415,100	426,800	
	115	303,300	386,300	415,400	427,100	
	116	303,600	387,200	415,600	427,300	
	117	303,900	388,000	415,800	427,500	
	118	304,200	388,700			
	119	304,500	389,500			
	120	304,800	390,300			
	121	304,900	390,900			
	122	305,100	391,700			
	123	305,400	392,400			
	124	305,700	393,100			
	125	305,900	393,700			
	126		394,400			
	127		394,900			
	128		395,500			
	129		396,200			
	130		396,800			
	131		397,300			
	132		397,800			
	133		398,100			
	134		398,400			
	135		398,700			
	136		399,000			
	137		399,300			
	138		399,600			
	139		399,900			
	140		400,200			
	141		400,500			
	142		400,800			
	143		401,100			
	144		401,400			
	145		401,600			
	146		401,900			
	147		402,200			
	148		402,400			
	149		402,600			
	150		402,900			
	151		403,200			
	152		403,400			
	153		403,600			
	154		403,900			
	155		404,200			
	156		404,400			
	157		404,600			
	158		404,900			
	159		405,200			
	160		405,400			
	161		405,600			
再任用 学校職 員		224,400	270,300	297,300	323,600	404,400

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

学校栄養職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900
	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600
	14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500
	15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600
	16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600
	17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700
	18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700
	19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800
	20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900
	21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800
	22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800
	23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700
	24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700
	25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600
	26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500
	27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500
	28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500
	29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000
	30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800
	31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500
	32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300
	33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000
	34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800
	35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700
	36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 学校職 員以外 の学校 職員		円	円	円	円	円
	37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300
	38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000
	39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600
	40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300
	41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500
	42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600
	43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800
	44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000
	45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200
	46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000
	47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200
	48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300
	49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300
	50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300
	51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300
	52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300
	53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100
	54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900
	55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800
	56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700
	57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200
	58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000
	59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800
	60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600
	61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000
62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	
63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	
64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	
65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	
66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100	
67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800	
68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400	
69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800	
70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300	
71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800	
72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300	
73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900	
74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400	
75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000	
76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600	

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100
	78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600
	79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100
	80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600
	81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900
	82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400
	83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800
	84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200
	85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600
	86		288,700	324,600	345,500	
	87		288,900	324,800	345,800	
	88		289,100	325,200	346,100	
	89		289,500	325,600	346,500	
	90		289,700	326,000	346,800	
	91		289,900	326,400	347,200	
	92		290,100	326,800	347,500	
	93		290,500	327,100	347,900	
	94		290,700	327,300	348,200	
	95		290,900	327,700	348,500	
	96		291,200	328,000	348,800	
	97		291,600	328,200	349,100	
	98		291,900	328,500	349,500	
	99		292,100	328,800	349,900	
	100		292,400	329,100	350,300	
	101		292,700	329,300	350,800	
	102		292,900	329,600	351,200	
	103		293,100	330,000	351,600	
	104		293,400	330,200	352,000	
	105		293,700	330,300	352,500	
	106			330,600		
	107			331,000		
	108			331,200		
	109			331,400		
	110			331,800		
	111			332,200		
	112			332,600		
	113			332,800		
再任用 学校職員		187,900	214,500	242,700	256,100	281,300

事務職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800
	42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000
	43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200
	44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300
	45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000
	46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700
	47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400
	48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100
	49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700
	50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300
	51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800
	52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200
	53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600
	54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900
	55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200
	56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500
	57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800
	58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100
	59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400
	60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700
再任用 学校職員 以外の 学校 職員	61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000
	62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300
	63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600
	64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900
	65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200
	66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500
	67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800
	68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100
	69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300
	70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600
	71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900
	72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200
	73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400
	74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700
	75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000
	76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200
	77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400
	78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700
	79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000
	80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200
	81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400
	82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700
	83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000
	84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400
	86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500	
	87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800	
	88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000	
	89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200	
	90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500	
	91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800	
	92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000	
	93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200	
	94		294,000	341,800			
	95		294,400	342,300			
	96		294,800	342,700			
	97		295,000	342,800			
	98		295,300	343,300			
	99		295,700	343,700			
	100		296,100	344,000			
	101		296,300	344,300			
	102		296,600	344,700			
	103		297,000	345,100			
	104		297,300	345,500			
	105		297,500	346,000			
	106		297,800	346,400			
	107		298,200	346,800			
	108		298,500	347,200			
	109		298,700	347,700			
	110		299,100	348,100			
	111		299,500	348,400			
	112		299,800	348,700			
	113		299,900	349,200			
	114		300,200				
	115		300,500				
	116		300,900				
	117		301,100				
	118		301,300				
	119		301,600				
	120		301,900				
	121		302,300				
	122		302,500				
	123		302,800				
	124		303,100				
	125		303,400				
再任用 学校職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300

別記第 2

号給	給料月額
	円
1	394,000
2	454,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

号給	給料月額
	円
1	328,000
2	364,000
3	392,000

別記第 3

号給	給料月額
	円
1	372,000
2	420,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

人事管理に関する報告（意見）

はじめに

急速な高齢化を伴う人口減少社会を迎え、本県においては、産業構造そのものの変化も見据えた経済活力の維持・向上、女性や高齢者がこれまで以上に活躍できる社会の構築、少子化対策の一層の推進等、多くの困難な課題に対処していかなければならない。

こうした課題に果敢に立ち向かい、的確に対処し、県民の信頼に応えていくためには、県政を支える全ての職員が高い使命感・倫理観を持って自らの能力を高め、その能力を十分に発揮していくことが不可欠である。

今後とも、優秀で多彩な人材を確保することはもとより、変革を先取りし成果をあげる人材の育成に努め、その十分な活用を図るため、能力・実績に基づく人事管理をより一層徹底していくことが求められる。あわせて、女性職員や再任用職員の活躍の場を一層広げ、全ての職員の力が結集した活力ある組織づくりを進めていくことが必要である。

また、育児や介護等の事情を抱える職員をはじめ、全ての職員が最大限の能力を発揮して生き生きと活躍できるよう、仕事と家庭の両立を前提とした人事管理や風通しの良い働きやすい職場づくりを進めていくことも重要である。

主な課題と具体的方向

1 人材の確保

本県においては、今後数年にわたり多くの職員の定年退職が見込まれ、毎年一定の採用者数の確保が必要となる中、若年人口の減少、民間企業の高い採用意欲等を背景に、優秀で多彩な人材の確保に当たっては、引き続き厳し

い状況に置かれている。

これまで本委員会では、職員採用試験説明会の実施、各大学の就職説明会への積極的な参加、民間就職支援サイトの活用等により、広く本県職員の仕事の魅力等の発信を行ってきた。

また、昨年度からは、人材確保が難しくなっている職種（設備職、総合土木職、建築職）について受験準備の負担軽減を図った新方式の職員採用試験を導入し、主に20歳代の転職希望者等の人材の獲得に一定の効果が見られた。新方式の職員採用試験については、多様な受験者の確保に向け、今後も幅広い周知に努めつつ引き続き実施していくこととする。本委員会においては、その結果を更に検証し、職員採用試験の実施方法等について必要な検討を行っていくこととする。

任命権者においても、中長期的な視点に立った採用計画のもと、人材確保が困難な職種等を中心に受験者の確保に向けた積極的な情報提供を行うなど、必要な人材を確実に採用するための取組を進める必要がある。

2 人材の育成と活用

(1) 能力・実績に基づく人事管理の徹底

全ての職員の力が結集した活力ある組織づくりには、職員一人ひとりの能力の向上を図り、その能力を遺憾なく発揮させ、十分な活用を図っていくことが不可欠である。そのためには、職員が職務を通じて発揮した能力や意欲、実績を適正に評価し、職員の能力向上や職員の任用・給与等の処遇への反映に結び付けていくことが必要である。

本県では、従前から適材適所の人事配置、公正な処遇、職員の能力開発等を目的とした人事評価制度を導入し、任用等に活用してきており、また、給与への反映も順次進めてきている。

任命権者においては、今後とも能力・実績に基づく人事管理を徹底して

いくため、公平性や客観性、納得性に留意しつつ、それぞれの実情に応じて人事評価制度の適切な整備と運用に努め、任用・給与・人材育成等の人事管理により一層の活用を図っていくことが重要である。

また、本委員会が実施する主査級昇任試験は、公平公正な昇任機会の確保、県政の中核を担う人材としての活用、職員の能力向上に寄与してきた。平成24年度からは、多様な研修や自己啓発と連動させ、職員のより一層の能力の向上を図るとともに、出題数を削減するなど誰もが取り組みやすい試験制度に見直し、特に、低下していた女性職員の受験率の改善に一定の効果を得られてきた。

今後、受験対象者数の増加が見込まれる中、人材の一層の育成・活用に資するよう、現行の試験制度の検証も踏まえながら、出産や育児、介護等の事情を抱える職員でもより受験しやすくなるような方策を検討するなど、引き続き受験への意欲の醸成を図ることとする。

(2) 女性職員の活躍促進

各任命権者においては、昨年8月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等に基づき、本年4月に女性職員の積極的な登用等を目指した「特定事業主行動計画」を策定したところである。

本県職員（教育委員会及び警察本部を除く。）の女性の割合は、本年4月現在で38.4%を占め、平成18年4月時点の31.3%から約7ポイント上昇している。また、平成27年度の職員採用上級試験（一般行政職）の最終合格者における女性の割合は初めて40%を超え、女性職員の割合は今後も上昇が見込まれることから、将来的にも組織の活力の維持・向上に女性職員の活躍が必要不可欠なものとなっている。

本計画に掲げられているキャリア形成に資する人事異動や研修の充実等の様々な取組は、当面の管理職登用のみならず将来的な女性活躍の基礎と

なる取組でもあり、その着実な実行を図っていくことが極めて重要である。

(3) 再任用職員の活用（雇用と年金の接続）

国においては、雇用と年金の接続について、引き続き、定年退職する職員を原則としてフルタイムで再任用することが適当としている。また、再任用職員の増加が見込まれることを踏まえ、再任用職員の能力及び経験をより一層本格的に活用する方策の検討に取り組むとしている。

知事部局では、本年4月には定年退職者の約半数が新たに再任用され、そのうちフルタイム勤務の割合は約8割となった。また、役付職員としての再任用も増加するなど、意欲と能力のある職員を相応の職域・勤務形態で活用する取組が進められている。

再任用制度を十分に活用し、高齢層の職員が長年培った知識・経験・能力を最大限に発揮させ、雇用と年金の接続を図ることは、再任用職員の意欲の維持・向上はもとより、その技術・ノウハウの継承等により効率的で活力ある組織づくりにも寄与するものである。

今後、本県においても再任用の希望者は増加が見込まれることから、任命権者においては、職員の意向も踏まえつつ、引き続き、再任用職員として十分に活躍が期待できる職域の拡大等、その知識・経験・能力のより一層の活用を進めていくことが必要である。

本委員会においては、雇用と年金の接続について、今後も国の動向等を注視しつつ必要な検討を行っていくこととする。

3 勤務環境等の整備

(1) 働きやすい職場づくり

ア ワークライフバランスの推進（総実勤務時間の縮減・仕事と家庭の両立支援制度の充実）

全ての職員がそれぞれの能力を十分に発揮し活躍できるよう働きやすい職場をつくり、仕事と生活の双方をより豊かに相乗的に充実させるワークライフバランスの推進を図るため、総実勤務時間の縮減や仕事と家庭の両立支援制度の充実等これまでの働き方を見直していく取組を進めることが重要である。

総実勤務時間の縮減については、任命権者において、これまでもそれぞれの業務の実情を踏まえつつ様々な取組を行ってきており、昨年の休日及び時間外の勤務時間は、全体として近年で最も短い時間となった。

今年度においても、知事部局では、多様な働き方の一環としてフレックスタイム制を新たに導入し、総実勤務時間の縮減に寄与する観点を踏まえた運用を進めている。

任命権者においては、今後とも、年間を通じた偏在的、恒常的な時間外勤務の改善や休暇の取得促進等の総実勤務時間の縮減に引き続き積極的に取り組んでいくことが重要である。

また、仕事と家庭の両立支援制度について、本年の人事院勧告及び意見の申出では、民間労働法制の改正内容に即し、介護のために勤務時間の一部を勤務しないことを承認できるよう措置する「介護時間」の新設や育児休業等に係る子の範囲の拡大等の両立支援制度の充実を図ることとされた。

本県においては、こうした動向を踏まえ、「介護時間」に相当する制度の新設や育児休業制度の拡充等、仕事と家庭の両立支援制度の更なる充実を図っていく必要がある。

任命権者においては、管理監督者はもとより職場全体の働き方に対する意識改革や職場内での業務に係る情報の共有化等を進め、互いに協力し支え合いながら、誰もが働きやすい職場づくりを進めていくことが重要である。

イ 学校現場における教職員の負担軽減

教育委員会では、昨年の本委員会の報告を受け、平成27年度中に教職員の負担軽減及び健康管理について通知を発し、各学校の教職員の日々の出勤及び退勤時刻の記録、在校時間の長時間化がうかがえる教職員に対する個別面接の実施等、教職員の勤務状況を適切に把握するための取組を進めている。あわせて、本年6月の1か月間を対象として、教職員の出勤及び退勤時刻、その間の具体的な執務の内容等を調査する「教職員の勤務状況調査」を実施したところである。

個々の教職員の勤務状況を適切に把握することは管理職の責務であり、教育委員会においては、各学校における取組が有効に機能するよう、その実施状況を定期的に確認し、管理職のみならず教職員全体の意識改革も進め、取組の徹底を図っていくことが必要である。そして、適切に把握した教職員の日々の勤務状況について、6月の調査結果も活用して多角的な分析を行い、必要な負担軽減に向けた対策を進めていくことが求められる。

ウ 職員の健康管理

昨年度の心身の故障による休職者のうち、心の疾病を原因とする休職者の割合は依然として高い水準で推移している。

任命権者においては、引き続きメンタル不調の予防、早期発見、早期対応、円滑な職場復帰等の各取組を継続的かつ着実に実施し、職員一人ひとりの心の健康の保持・増進に向けきめ細かく対応していくことが重要である。

また、今年度から改正労働安全衛生法に基づくストレスチェックを実施したところであるが、集計・分析を職場ごとに進め、その結果を活用して職場環境の改善につなげていくことも重要である。

エ ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、職員の心身の健康に深刻な影響を及ぼすだけでなく、労働意欲や公務能率の低下、ひいては職場全体の士気の低下にもつながるものである。ハラスメントはどの職場でも起こり得るものであり、その防止を図ることは働きやすい職場づくりに欠かせない重要な課題である。

任命権者においては、これまでもセクシャルハラスメントやパワーハラスメント等の防止のための研修の実施、職員からの相談に対応する体制の整備等に取り組んできたところである。引き続き、各種ハラスメントに対する職員の意識改革を進める研修の実施等、あらゆるハラスメントの防止対策に取り組み、風通しの良い職場づくりを進めていく必要がある。

(2) 公務員倫理の徹底

県政の円滑かつ適切な運営には、県民からの信頼が必要不可欠であり、職員にあっては、県民の不信を招くことのないよう常に高い倫理観を保持し、その増進に努めなければならない。

知事部局においては、昨年度から、県民からの信頼を損なう不祥事を他人事でなく自らの問題として深く考え、不祥事の発生原因や未然防止策を話し合うグループ討議による研修を実施するなど、職員の自覚を促す効果的な対策に取り組んでいる。

任命権者においては、県民からの信頼を確保するため、不祥事の根絶を目指し、繰り返し職員に対する服務規律・倫理観の意識付けを図るなど、今後とも厳格な公務員倫理の徹底、不祥事の防止対策に継続して取り組んでいくことが必要である。

職員の給与等に関する報告(意見)及び勧告

参 考 資 料

平成28年10月

埼玉県人事委員会

目 次

第1 職員の給与	
平成28年職員給与実態調査の概要	1
第1表 給料表別人員及び学歴別・性別人員構成比	2
第2表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額等	2
第3表 給料表別平均給与月額等	3
第4表 給料表別・級別・号給別人員分布及び平均給料月額	
その1 行政職給料表	5
その2 公安職給料表	8
その3 研究職給料表	11
その4 医療職給料表(1)	12
その5 医療職給料表(2)	13
その6 医療職給料表(3)	15
その7 教育職給料表(1)	18
その8 教育職給料表(2)	20
その9 学校栄養職給料表	22
その10 事務職給料表	23
第5表 扶養手当の支給状況	26
第6表 住居手当の支給状況	26
第7表 管理職手当の支給状況	27
第8表 単身赴任手当の支給状況	27
第9表 再任用職員の給料表別・級別人員	
その1 フルタイム勤務職員	28
その2 短時間勤務職員	28
第2 民間の給与等	
平成28年職種別民間給与実態調査の概要	29
第10表 産業別・企業規模別調査事業所数	30
第11表 職種別・学歴別・企業規模別初任給	30
第12表 職種別にみた給与額等	
その1 職員給与と民間給与との比較職種	31
その2 その他の職種	33
第13表 初任給の改定状況	35
第14表 給与改定の状況	35
第15表 定期昇給の実施状況	35
第16表 定期昇給制度の状況	36
第17表 家族手当の支給状況	
その1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する収入制限の状況	36
その2 家族手当の手当額の定め方	36
その3 子に対する家族手当の見直しの状況	37
その4 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況	37
その5 子に対する家族手当の見直し予定の状況	37
その6 扶養家族の構成別支給月額	37
第18表 住宅手当の支給状況	38
第19表 特別給の支給状況	38
第20表 冬季賞与の考課査定分の配分状況	39
第21表 月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況	39
第3 人事院勧告	
第22表 人事院による報告、勧告及び意見の申出の概要	40
第4 標準生計費	
標準生計費の算定方法(平成28年4月)	43
第23表 費目別、世帯人員別標準生計費(平成28年4月)	44
第5 労働経済指標	
第24表 労働経済指標	45

第1 職員の給与

平成28年職員給与実態調査の概要

職員の給与に関する報告の基礎となった平成28年職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的

この調査は、平成28年4月1日現在における職員の給与等の実態を把握し、今後の人事行政の基礎資料とすることを目的としたものである。

2 調査の対象

平成28年4月1日に在職する職員で、職員の給与に関する条例（昭和27年埼玉県条例第19号）、学校職員の給与に関する条例（昭和31年埼玉県条例第33号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年埼玉県条例第5号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年埼玉県条例第68号）に定める給料表の適用を受ける者を対象とした。技能職員、地方公営企業法の適用を受ける職員及び臨時職員は含まれていない。

なお、対象者が少数の職については具体的な数値の記載を省略した。

3 調査の内容

平成28年4月分の給料、諸手当の支給状況、年齢、学歴、経験年数等について調査した。

4 調査の実施

この調査は、電子計算システムに入力されている職員の給与情報により行った。

（参考）各給料表が適用される職員の範囲

- ・行政職給料表：他の給料表の適用を受けない全ての職員
- ・公安職給料表：警察官
- ・研究職給料表：試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員
- ・医療職給料表(1)：病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師
- ・医療職給料表(2)：病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士等
- ・医療職給料表(3)：病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師等
- ・教育職給料表(1)：県立の高等学校等に勤務する教育職員
- ・教育職給料表(2)：市町村立の小学校及び中学校等に勤務する教育職員
- ・学校栄養職給料表：市町村立の小学校及び中学校等に勤務する学校栄養職員
- ・事務職給料表：市町村立の小学校及び中学校等に勤務する事務職員
- ・特定任期付職員給料表：一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

第1表 給料表別人員及び学歴別・性別人員構成比

給料表	人員	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
行政職給料表	8,201	73.5	8.6	17.8	0.1	67.7	32.3
公安職給料表	11,511	38.9	5.3	55.8	-	90.7	9.3
研究職給料表	296	94.3	3.0	2.7	-	77.0	23.0
医療職給料表(1)	45	100.0	-	-	-	88.9	11.1
医療職給料表(2)	356	82.3	17.1	0.6	-	39.3	60.7
医療職給料表(3)	213	54.5	44.6	0.9	-	8.5	91.5
教育職給料表(1)	10,249	94.5	3.4	2.1	-	60.6	39.4
教育職給料表(2)	26,234	90.0	10.0	0.0	-	45.2	54.8
学校栄養職給料表	143	37.1	62.9	-	-	5.6	94.4
事務職給料表	1,174	44.5	18.0	37.5	-	41.9	58.1
特定任期付職員給料表	1						
全給料表	58,423	77.2	8.1	14.6	0.1	59.9	40.1

(注) 再任用職員は含まれていない(以下第8表までにおいて同じ。)

第2表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額等

区分	平成28年	平成27年
給与種目		
給料	339,331	345,159
扶養手当	8,329	8,641
地域手当	32,137	29,067
住居手当	4,730	4,531
管理職手当	9,129	9,184
その他の手当	15	3
平均給与月額	393,671	396,585

職員数	8,008人	8,076人
平均年齢	43.5歳	43.9歳
平均経過年数	21.4年	21.9年

(注) 1 行政職給料表適用職員のうち、新規学卒者等を除いて集計した。
 2 給料には、給料の調整額及び平成27年の切替えに伴う差額を含み、その他の手当は、単身赴任手当である。

第3表 給料表別平均給与月額等

給料表	職員数	平均 年齢	平均 経験年数	給料	扶養 手当
	人	歳	年	円	円
行政職	8,201	43.1	21.0	335,746	8,139
公安職	11,511	37.6	16.9	321,436	11,152
研究職	296	42.8	19.5	358,270	8,978
医療職(1)	45	47.4	22.1	477,724	11,533
医療職(2)	356	41.5	18.3	333,889	4,902
医療職(3)	213	41.8	19.0	339,483	3,636
教育職(1)	10,249	44.1	21.4	378,313	7,750
教育職(2)	26,234	41.1	18.4	352,598	5,637
学校栄養職	143	41.7	20.4	326,952	2,731
事務職	1,174	39.9	18.8	307,202	4,683
特定任期付職員	1				
全給料表	58,423	41.2	19.0	347,598	7,429

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び平成27年の切替えに伴う差額等を含む。
 2 その他の手当は、単身赴任手当及び初任給調整手当等である。
 3 特定任期付職員給料表の欄における斜線は、当該手当の支給制度がないことを示す。

地 域 手 当	住 居 手 当	管理職 手 当	その他の 手 当	平均給与月額
円	円	円	円	円
31,778	4,663	8,914	15	389,255
30,104	4,167	1,820	232	368,911
33,881	5,481	9,212	0	415,822
86,940	3,976	54,118	228,758	863,049
30,830	6,334	3,764	0	379,719
31,043	3,607	1,808	0	379,577
35,022	5,499	2,972	7,943	437,499
32,705	6,012	5,947	5,372	408,271
29,671	3,514	0	0	362,868
28,069	5,539	0	0	345,493
32,399	5,342	4,919	4,030	401,717

第4表 給料表別・級別・号給別人員分布及び平均給料月額

その1 行政職給料表（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										
2										
3										5
4										1
5										
6										4
7							1			
8										1
9	9		1			1				1
10		1								2
11	1	184								
12		13					1			1
13	11	35								
14	1	23	1							
15	1	119	2							
16	1	17							2	
17	12	32	3	1					2	
18	1	22							1	
19	2	71	76	2						
20		22	5						3	
21	9	31	38	3						
22		23	12				1		1	
23	2	59	49	5						
24	2	14	8	1					1	
25	10	65	29	6			1		1	
26		19	15							
27	4	62	48	12						
28	1	16	17	5				2		
29	159	73	26	5						
30	4	17	28	6						
31	18	38	32	25				8		
32	6	18	13	8				7		
33	194	20	33	13			1	14		
34	9	4	18	5			34	13		
35	24	9	24	15	3		26	8		
36	17	3	7	5			17	5		
37	133	6	36	14	1		10	9		
38	10	4	15	11	1		17	1		
39	34	1	34	17	9		1	4		
40	19	2	8	6			4	3		
41	10	4	30	20	1		3	1		
42	4	1	13	3	2		4	5		
43	3	3	37	22	5		14			
44	4	1	11	2	3		10	1		
45	7		23	13	14		11	4		
46	4		8	7			5			
47	4	2	29	44	4		5			
48	6		10	14	5		7			
49	6		24	22	23		15			
50	1	1	10	12	3	1	3			
51	5		27	69	12	2	9			
52			11	20	3	1	6			

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
53	1		23	77	21	13	11			
54			9	28	2	56	14			
55	1		30	96	6	43	7			
56			9	16	3	16	13			
57	2		27	85	25	32	12			
58		1	8	24	9	30	7			
59			27	42	6	23	5			
60			7	35	6	4	2			
61			28	86	46	14	56			
62			12	29	10	2				
63		1	26	75	11	10				
64			9	36	7	1				
65			11	129	45	6				
66		1	6	46	5	4				
67			21	75	8	3				
68			8	29	4	6				
69			6	124	28	2				
70			5	26	7	2				
71			4	45	16	4				
72			3	43	27	2				
73			3	80	65	9				
74			3	16	5	3				
75				35	12	6				
76			1	13	13	5				
77			3	25	68	17				
78			1	19	12	4				
79				106	27	18				
80			2	38	52	15				
81			3	27	33	90				
82				24	17	9				
83			2	90	52	228				
84			1	45	17	2				
85			1	28	33	95				
86				28	45					
87				45	17					
88			1	62	31					
89				44	116					
90			1	24	46					
91			1	10	99					
92				24	34					
93				421	134					
94										
95			1							
96										
97										
98			1							
99										
100										
101										
102										
103										
104										
105										
106										
107										
108										

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
109	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
110			1							
111										
112										
113										
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
人員計	人 752	人 1,038	人 1,116	人 2,763	人 1,309	人 779	人 333	人 85	人 11	人 15
平均 給料月額	円 189,514	円 223,644	円 291,846	円 367,688	円 390,447	円 412,860	円 439,495	円 463,729	円 505,730	円 534,687
人員総計	人 8,201	平均 給料月額	円 335,123							

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした(以下第4表の各表において同じ。)

その2 公安職給料表（警察官に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9			1						
10									
11				1					
12									
13	234								
14									
15	7	2							
16	29	5							
17	120	230	1	1					
18	5	2							
19	10	36	20						
20	11	33							
21	142	251	16						1
22	5	14	4						
23	9	51	140		1				
24	10	20	4						
25	13	223	55	1	1				
26	2	32	29		1				
27	6	37	141	1	14				
28	4	34	22		3				
29	9	144	52	53	16				
30	2	31	22	24	8	1			
31	3	50	180	70	16		1		
32	2	48	27	18	9	1			
33	3	62	66	69	17				
34	1	37	26	17	11				5
35	4	29	177	91	15	2			5
36	2	28	31	22	15	1			1
37	2	35	102	77	20	3			
38	2	18	44	33	19	1			2
39		15	168	77	23	1			1
40	3	11	41	36	12				6
41	2	21	96	90	28	2	2		4
42		15	57	36	14	2			1
43		14	175	87	33	5	3		
44		5	47	52	20	2			5
45		12	77	104	20	3	4		26
46	1	10	35	47	14	3	1		
47		7	74	93	24	8	1	16	
48		4	32	55	10	3	4	5	
49		4	66	106	17	3	7	3	
50		8	21	42	15	3	1	9	
51		10	47	89	33	9	5	2	
52	1	4	25	46	21	1	1	8	
53	1	4	56	98	25	8	4		
54	1	3	30	45	16	2	2		
55		2	35	77	23	9	13		
56		3	25	44	15	1	8	1	

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
57		3	41	85	22	4	6	12	
58			19	45	12	1	4	1	
59		3	35	61	19	7	9	2	
60		1	16	38	11	2	3	2	
61		1	39	48	18	5	7	88	
62			12	39	13	6	9		
63		1	26	45	20		10		
64			15	34	24	2	6		
65			19	53	23	7	11		
66			16	30	13	3	6		
67			23	34	17	4	7		
68			14	32	20	3	2		
69			15	43	11	2	6		
70			16	32	19	2	9		
71			14	35	39	3	4		
72			13	22	20	4	3		
73			4	31	46	8	8		
74			3	24	19		1		
75			3	35	33	3	10		
76			3	23	24	4	5		
77				36	23	3	8		
78			1	15	21	3	8		
79			1	44	20		7		
80				14	16	7	13		
81				31	11		56		
82				12	16	8	17		
83				37	19	8	17		
84				18	27	13	7		
85				33	11	69	69		
86				10	29	28			
87				46	15	41			
88				10	20	16			
89				29	21	133			
90				16	25	15			
91				27	29	27			
92				15	24	4			
93				28	160	50			
94				18					
95				18					
96				21					
97				15					
98				29					
99				21					
100				24					
101				23					
102				26					
103				13					
104				20					
105				11					
106				18					
107				9					
108				21					
109				6					
110				36					
111				10					
112				31					

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
113				11					
114				35					
115				7					
116				36					
117				12					
118				29					
119				18					
120				32					
121				16					
122				38					
123				22					
124				36					
125				464					
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
人員計	人 646	人 1,613	人 2,615	人 4,038	人 1,439	人 569	人 385	人 149	人 57
平均 給料月額	円 195,151	円 229,660	円 268,753	円 351,794	円 397,660	円 423,942	円 443,366	円 459,976	円 478,375
人員総計	人 11,511	平均 給料月額	円 321,414						

その3 研究職給料表（試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人
1						65			3	1	
2						66			1	1	
3						67			4	1	
4						68			1	2	
5		3				69			4	3	
6						70			1	1	
7						71			3	1	
8		1				72			1	2	
9		2	1			73			5	8	
10						74				3	
11		1	2			75			3	3	
12						76			3	1	
13		5	1			77			7	3	
14						78			1		
15		1	3			79			3		
16			2			80			6		
17		10	1			81			6		
18		2	1			82			5		
19			3			83			5		
20			1			84			2		
21		5	2			85			2		
22		1	1			86			7		
23			1			87			1		
24		1	2			88			3		
25		4				89			27		
26		1	1			90					
27			3			91					
28			1			92					
29		5	3			93					
30						94					
31		1	2			95					
32						96					
33			2			97					
34		3				98					
35		2	1			99					
36		2				100					
37		5				101					
38		1				102					
39			4			103					
40						104					
41		4	1			105					
42			2			106					
43			3			107					
44						108					
45		1	2			109					
46			3			110					
47			4			111					
48						112					
49			1	2		113					
50			2	2		114					
51			2	5		115					
52			1			116					
53			3	1		117					
54			1			118					
55		1	2			119					
56			1	1		120					
57				3		121					
58			1	1							
59			3	1							
60			1								
61			2	3							
62				2							
63			2	2							
64			1	1							
人員計	人	人	人	人	人	人員計	人	人	人	人	人
	0	62	180	54	0		0	62	180	54	0
平均 給料月額	円	円	円	円	円	平均 給料月額	円	円	円	円	円
	0	245,356	374,434	434,029	0		0	245,356	374,434	434,029	0
人員総計	人	平均 給料月額		円		人員総計	人	平均 給料月額		円	
	296	358,270					296	358,270			

その4 医療職給料表(1) (病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9	3			
10				
11				
12				
13	3			
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25	1			
26			1	
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35	1			
36				
37				
38				
39				
40		2		
41	1			
42		1		
43				
44			1	
45	1			
46				
47				1
48				1
49				
50				1
51				1
52				
53		1		2
54				
55				
56				

級 号給	1級	2級	3級	4級
57	人	人	人	人
58		1		
59				
60				
61				2
62				1
63		1	2	
64				
65				1
66		1		
67				
68				
69		1		
70			1	
71				
72				
73				
74				
75			1	
76		1		
77			1	
78			1	
79		1		
80				
81				
82		1		
83				
84			1	
85				
86				
87				
88				
89			1	
90				
91				
92				
93				
94		1		
95				
96				
97		2		
人員計	人 10	人 14	人 11	人 10
平均 給料月額	円 307,820	円 464,836	円 516,909	円 561,620
人員総計	人 45	平均 給料月額		円 464,180

その5 医療職給料表(2) (病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士等に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5		4						
6								
7			15					
8								
9		5						
10								
11			12					
12		1						
13		2	1					
14								
15			5	6				
16		1	2					1
17		9	1		1			
18			2	1				
19		1	10	6				
20			1					
21			3	2				
22			1					
23			6	5	2			
24		1	2	1	1			
25				2	1			
26			3					
27			2	6	2			
28			1	2	1			
29			2	3	1			
30							1	
31				3	2		1	
32				2	2		3	
33		2			1			
34				1				
35				4	4			
36				1	1			
37				1	1		1	
38				1				
39		1		1	2			
40					1			
41				2	1			
42				1	1			
43		1		1	1			
44		1				1		
45						3		
46					2			
47					1	1		
48					1	3		
49		1			1	1		
50								
51					4	1		
52					2	4		
53					2	2		
54								
55					2	1		
56					3	4		
57					1			
58					2	2		
59					2	3		
60					1	2		

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	人	人	人	人	人	人	人	人
61					2	2		
62					2	1		
63					3	1		
64						1		
65					7	33		
66					6			
67					1			
68					1			
69					5			
70					1			
71					4			
72					1			
73					6			
74								
75					2			
76					2			
77					2			
78					1			
79								
80					1			
81					6			
82					2			
83					3			
84					1			
85					23			
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
人員計	人 0	人 30	人 69	人 52	人 132	人 66	人 6	人 1
平均 給料月額	円 0	円 209,900	円 239,830	円 283,710	円 372,388	円 409,246	円 430,706	円 470,000
人員総計	人 356	平均 給料月額	円 328,140					

その6 医療職給料表(3) (病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師等に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3			4				
4			1				
5			1				
6							
7			6				
8			1				
9			1				
10							
11			6				
12							
13		3					
14							
15		2	4				
16							
17		2	3				
18							
19		5					
20							
21		2	10				
22			1				
23		2	1				
24							
25			3				
26			1				
27							
28			1				
29			1	1			
30				1			
31			1				
32							
33							
34			1				
35			2				
36			1				
37			2	1			
38				2			
39				1			
40				2	1		
41			1	4			
42							
43			1				
44					1		
45		1	2		1		
46				2			
47				1			
48							1
49				1	2		
50				3		1	
51				2	1	1	
52				1			
53					2		
54							
55							1
56				1			
57					1		
58					2		
59			1		3		
60				2		1	

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	人	人	人	人	人	人	人
61							
62					3	1	
63			1			2	
64						5	
65						1	1
66						2	
67						1	
68						6	
69					2	2	
70							10
71						7	
72			1				
73						1	
74						3	
75						2	
76						1	
77						3	
78						2	
79						1	
80						3	
81						1	
82						2	
83						2	
84						2	
85						2	
86						3	
87						2	
88						2	
89						3	
90						3	
91							
92						3	
93						8	
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
121	人	人	人	人	人	人	人
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
人員計	人 0	人 17	人 59	人 30	人 90	人 17	人 0
平均 給料月額	円 0	円 218,200	円 260,451	円 321,750	円 383,307	円 434,774	円 0
人員総計	人 213	平均 給料月額	円 331,536				

その7 教育職給料表(1) (県立の高等学校等に勤務する教育職員に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級	級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人
1						57	1	51		2	1
2						58	2	28		1	
3						59	4	48	3	1	
4						60	1	43		5	
5		123				61		58	1	3	
6						62		30			
7		6				63		34	3	5	
8		9				64	2	35		8	
9	1	140				65		50	1	3	
10		2				66	1	23		8	
11		19				67	3	34		11	
12		17				68		32		3	
13		143				69	2	39	1	2	
14		10				70	2	43	2	16	
15		21				71	4	64		7	
16		23				72	1	50	1	13	
17		105				73	5	50	2	11	
18		8				74	2	46		7	
19		103				75	2	58		9	
20		32				76		29		21	
21	1	96				77	1	44	2	12	
22		17				78	3	40		30	
23		134				79	3	59	3	7	
24		30				80		33	1	15	
25		97				81	1	33	1	17	
26		30				82	3	55	1	7	
27		141				83	2	58	2	7	
28		25				84	2	41	1	12	
29	1	93				85	3	36	3	7	
30		29			1	86	1	51		7	
31		153				87	6	53	1	3	
32		27				88	2	34	1	10	
33	2	54			5	89	1	46	4	20	
34	1	46			1	90	3	40	1	2	
35	1	142			9	91	4	65	2		
36	1	32			21	92		35	2		
37		51			20	93	1	41	5		
38		58			9	94	2	33	1		
39	2	128			10	95	3	48	4		
40		31			4	96		36			
41	3	53			8	97	2	52	3		
42		41			6	98	1	36			
43	2	91	1		8	99	2	43			
44		20			7	100	2	34			
45	1	35			7	101	1	72			
46	1	25			13	102	3	30			
47	2	45	1		5	103	3	49			
48	1	30			12	104	4	36			
49	2	39			16	105	2	57			
50		43			4	106	1	24			
51	4	77			3	107	5	24			
52	2	42			1	108	1	31			
53	1	34			6	109	1	71			
54	3	34	1		1	110	2	47			
55	4	59	2	2	1	111	4	51			
56	1	35		2		112	4	63			

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
113	4	38			
114	3	55			
115	3	60			
116	1	49			
117	12	48			
118	2	100			
119	4	47			
120	1	110			
121	6	45			
122	1	44			
123	5	92			
124	4	162			
125	1	78			
126	4	211			
127	3	81			
128	1	92			
129	2	254			
130		97			
131	1	156			
132		219			
133		185			
134		238			
135		173			
136		226			
137		290			
138		281			
139		192			
140		154			
141		108			
142		116			
143		74			
144		79			
145		9			
146		6			
147		3			
148		6			
149		9			
150					
151					
152					
153					
人員計	人 206	人 9,511	人 57	人 296	人 179
平均 給料月額	円 286,987	円 357,620	円 410,046	円 451,586	円 481,164
人員総計	人 10,249	平均 給料月額	円 361,363		

その8 教育職給料表(2) (市町村立の小学校及び中学校等に勤務する教育職員に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級	級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人
1						57		80	6		
2						58		80	5		
3						59		121	11	3	
4						60		110	4	3	
5						61		188	12		
6						62		127	4		
7						63		378	7		
8						64		132	9		
9						65		179	8	5	
10						66		118	3	1	
11		1				67		222	11	1	
12						68		116	3	4	
13						69		233	7	4	
14						70		98	3	6	
15						71		165	9	5	
16						72		116	6	2	
17		495				73		283	8	8	
18						74		99	5	8	
19		17				75		152	6	10	
20		22				76		106	7	8	
21		542				77		233	15	22	
22		2			1	78		89	3	26	
23		35				79		121	6	29	
24		39			18	80		111	6	29	
25		634			55	81		140	20	30	
26		15			74	82		127	6	47	
27		62			69	83		230	6	53	
28		73			40	84		104	18	52	
29		287			40	85		154	11	53	
30		28			72	86		126	11	66	
31		479			37	87		197	11	47	
32		80			11	88		86	10	59	
33		295	1		20	89		138	9	45	
34		49			47	90		101	12	44	
35		543			23	91		158	8	35	
36		95	2		36	92		73	7	52	
37		268			21	93		96	4	45	
38		94			24	94		96	13	57	
39		608	1		32	95		149	23	57	
40		92	1		46	96		85	9	57	
41		224	3		27	97		110	10	66	
42		120			62	98		88	24	57	
43		578	1		65	99		112	7	36	
44		76	1		78	100		89	7	42	
45		180	3		66	101		96	8	32	
46		154	4		84	102		62	5	35	
47		552	14		90	103		100	4	21	
48		68	1		37	104		72	5	7	
49		169	5		35	105		72	3	2	
50		163	3		6	106		76	2		
51		520	16		2	107		88	1		
52		86	4		1	108		74			
53		178	3		3	109		97			
54		125	2			110		69			
55		412	13			111		81			
56		62	6			112		61			

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
113		106			
114		64			
115		73			
116		66			
117		90			
118		64			
119		93			
120		102			
121		119			
122		96			
123		106			
124		131			
125		82			
126		111			
127		140			
128		111			
129		95			
130		167			
131		73			
132		128			
133		81			
134		93			
135		149			
136		162			
137		127			
138		227			
139		142			
140		130			
141		261			
142		156			
143		236			
144		287			
145		319			
146		466			
147		374			
148		434			
149		451			
150		411			
151		319			
152		280			
153		160			
154		170			
155		101			
156		77			
157		3			
158		6			
159		1			
160					
161		13			
人員計	人 0	人 23,239	人 502	人 1,271	人 1,222
平均 給料月額	円 0	円 328,035	円 394,157	円 424,280	円 452,542
人員總計	人 26,234	平均 給料月額	円 339,763		

その9 学校栄養職給料表（市町村立の小学校及び中学校等に勤務する学校栄養職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7			1		
8					
9					
10					
11					
12					
13			4		
14					
15					
16			1		1
17			3	2	
18			1	1	
19			3	3	
20		1		2	
21			2		
22			1		1
23		1	3	3	1
24				1	
25			2		1
26			1	1	2
27				4	
28			1	4	
29			1	1	
30					1
31			1	1	
32			1	3	
33			2	2	
34			1		2
35					1
36					
37					
38				1	
39			1		
40					1
41					
42					
43					
44					1
45					
46					
47					1
48					4
49					1
50					
51					
52		1			
53					3
54					
55					
56					4
57					1
58					1
59					1
60					3

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
61	人	人	人	人	人
62					1
63					2
64					3
65					2
66					1
67					
68					1
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					1
78					
79					1
80					
81					1
82					
83					2
84					
85					35
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
人員計	人 0	人 3	人 30	人 29	人 81
平均 給料月額	円 0	円 229,267	円 248,463	円 281,693	円 375,843
人員総計	人 143	平均 給料月額	円 326,952		

その10 事務職給料表（市町村立の小学校及び中学校等に勤務する事務職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9	9					
10						
11	2	18				
12	1	1				
13	13	13				
14	1	1				
15	1	25				
16		3			1	
17	6	17	4		1	
18		4				
19	2	13	12		3	
20	1	3	4			
21	13	34	10			
22		2	5		1	
23	7	8	5		1	
24		6	2		1	
25	14	28	8		2	
26		2	3		1	
27	4	17	10		2	
28		6	11			
29	22	21	8		3	
30	1	5	2			
31	8	11	8			
32		2	5		1	
33	9	1	5		2	
34			6			
35	13	1	13		1	
36			3		1	
37	7		5		4	
38	2	2	1		1	
39	6	1	4		3	
40	3	1	3			
41	3		8		3	
42	2		1		1	
43			6		7	
44	1		1			
45	1		10		5	
46	2				1	
47		1	4		8	
48	1				2	
49	1		3		10	
50	1		1		2	
51	2		6		8	1
52					2	
53			1		3	1
54					3	33
55					14	42
56					5	3

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
57	人 2	人	人	人 5	人 2	人 7
58				5	3	
59			3	15	1	
60			1	4	1	
61	1			2	3	16
62				2	3	
63			1	6	4	3
64				3	2	
65				7	2	
66				4	2	
67				4	3	
68				2	1	
69				6	8	
70			1	2	3	
71			1	2	2	
72					6	
73					3	8
74					2	
75					1	1
76				1	4	
77					6	16
78					4	
79					7	15
80				1	3	1
81				1	1	57
82					8	
83					10	
84					7	
85					5	
86					7	
87					7	
88					11	
89					6	
90					5	
91					4	
92					4	
93					46	
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
113	人	人	人	人	人	人
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
人員計	人 162	人 247	人 185	人 175	人 203	人 202
平均 給料月額	円 180,081	円 225,310	円 279,648	円 352,050	円 391,995	円 410,454
人員総計	人 1,174	平均 給料月額	円 307,202			

第5表 扶養手当の支給状況

区 分		計
受 給 者		23,020 人
扶 養 親 族 の 種 類	配 偶 者	12,994
	職員に配偶者が不在の場合の扶養親族のうち1人目の子等	1,104
	上記以外の扶養親族	31,134
	うち特定期間にある子	10,117
手当受給者1人当たり平均扶養親族数		2.0 人
手当受給者1人当たり平均手当月額		18,854 円

(注) 現行の支給月額、配偶者は13,000円、職員に配偶者が不在の場合の扶養親族のうち1人目の子等は11,000円、その他の扶養親族は1人につき6,500円である。なお、「特定期間にある子」とは、扶養親族としての子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子を示し、当該子1人につき5,000円が加算される。

第6表 住居手当の支給状況

区 分		計
受 給 者		11,842 人
手当月額27,000円未満の受給者		2,191
手当月額27,000円の受給者		9,651
手当受給者1人当たり平均手当月額		26,356 円

(注) 現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第7表 管理職手当の支給状況

区分 部局等	一種	二種	三種	四種	五種	六種	七種	受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当 月 額		
	知事部局等	部 長	副 部 長	課 長	副 課 長						人
県立学校等		校 長		教 頭		事務部長	事務長	4,178	68,791		
警察本部		参事官 警察署長	課 長 副 署 長	主席調査官	次 席						
受 給 者	29 人	1,536 人	377 人	2,051 人	10 人	48 人	127 人	4,178 人	68,791 円		

第8表 単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当 月 額
	km 100 未満	km 100 ~ 300	km 300 ~ 500	km 500 ~ 700	km 700 ~ 900	km 900 ~ 1,100	km 1,100 ~ 1,300	km 1,300 ~ 1,500	km 1,500 ~ 2,000	km 2,000 ~ 2,500	km 2,500 以上		
受 給 者	93 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人	93 人	30,000 円

(注) 「100~300」は、「100km以上300km未満」を意味する(他の交通距離において同じ。)

第9表 再任用職員の給料表別・級別人員

その1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	203		53	75	11	41	14	3	3	2	1
公安職給料表	42				12	9	20	1			
研究職給料表	10		1	7	1	1					
医療職給料表(1)											
医療職給料表(2)	11			4	1	2	4				
医療職給料表(3)											
教育職給料表(1)	390		390								
教育職給料表(2)	887		881			6					
学校栄養職給料表	3			2	1						
事務職給料表	52		37	15							
給料表計	1,598										
60歳	736										
61歳	421										
62歳	227										
63歳	136										
64歳	78										

- (注) 1 該当人員0の級は空欄とした(その2において同じ。)
 2 教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)の級については、3級を2級、4級を3級、5級を4級とそれぞれ読み替えるものとする(その2において同じ。)

その2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	241		208	33							
公安職給料表											
研究職給料表	10		10								
医療職給料表(1)											
医療職給料表(2)	22			22							
医療職給料表(3)	1			1							
教育職給料表(1)	670		643		27						
教育職給料表(2)	382		382								
学校栄養職給料表											
事務職給料表											
給料表計	1,326										
60歳	243										
61歳	323										
62歳	284										
63歳	262										
64歳	214										

第2 民間の給与等

平成28年職種別民間給与実態調査の概要

職員の給与に関する報告の基礎となった平成28年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的及び時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成28年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所2,082事業所

(2) 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

3 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記2の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業によって27層に層化し、これらの層から450事業所を無作為に抽出し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第10表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

4 集計

(1) 調査実人員

調査実人員は14,167人であり、うち行政職に相当するものは12,366人である。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は102,592人であり、うち行政職に相当するものは73,236人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第10表 産業別・企業規模別調査事業所数

産業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	事業所				
産業計		385	182	141	62
農業、林業、漁業		-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業		21	7	7	7
建設業		185	78	81	26
製造業		66	37	15	14
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業		31	22	6	3
卸売業、小売業		19	12	7	-
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業		63	26	25	12
教育、学習支援業、医療、 福祉、サービス業					

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が4所、調査不能の事業所が61所あった。
 2 調査対象事業所450所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所4所を除いた446所に占める調査完了事業所385所の割合(調査完了率)は、86.3%である。
 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう(次表において同じ)。
 4 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第11表 職種別・学歴別・企業規模別初任給

職種	学歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員	大学卒	200,846	200,259	202,169	198,425
	短大卒	179,017	174,312	182,837	182,350
	高校卒	164,300	169,937	161,087	154,475
新卒技術者	大学卒	204,304	209,256	200,732	190,000
	短大卒	182,638	180,287	179,207	187,433
	高校卒	166,609	166,179	169,029	163,000
新卒事務員・ 技術者計	大学卒	202,035	202,867	201,564	195,617
	短大卒	180,931	177,375	181,487	186,163
	高校卒	165,721	167,758	166,107	160,158

- (注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、県職員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

第12表 職種別にみた給与額等

その1 職員給与と民間給与との比較職種

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間外手当(B)	(A-B)			
事務 ・ 技術 関 係 職 種	支店長 工場長	67	51.7	691,136	503	690,633	構成員50人以上の支店 (社)又は工場の長 (取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職9、10級 企業規模100人以上 500人未満 行政職7、8級 企業規模100人未満 行政職6、7級
	部長	666	52.2	639,026	3,339	635,687	2課以上又は構成員20 人以上の部の長 職能資格等が上記部の 長と同等と認められる 部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	次長	183	50.6	559,035	2,813	556,222	前記部長に事故等のあ るときの職務代行者 職能資格等が上記部の 次長と同等と認められ る部の次長及び部次長 級専門職 中間職(職能資格等が 部長と課長の間に位置 付けられる者)	同 上
	課長	1,489	48.2	542,324	9,422	532,902	2係以上又は構成員10 人以上の課の長 職能資格等が上記課の 長と同等と認められる 課の長及び課長級専門職	企業規模500人以上 行政職7、8級 企業規模100人以上 500人未満 行政職5、6級 企業規模100人未満 行政職5級

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成28年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間外手当(B)	(A-B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	課長代理	327	47.8	486,527	37,137	449,390	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(職能資格等が課長と係長の上に位置付けられる者)	企業規模500人以上 行政職5、6級 企業規模100人以上 500人未満 行政職4級 企業規模100人未満 行政職4級
	係長	1,628	44.4	454,673	65,610	389,063	係の長及び係長級専門職	企業規模500人以上 行政職3、4級 企業規模100人以上 500人未満 行政職3級 企業規模100人未満 行政職3級
	主任	1,528	41.9	414,068	65,629	348,439	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(職能資格等が係長と係員の上に位置付けられる者)	企業規模500人以上 行政職2級 (一部は3、4級) 企業規模100人以上 500人未満 行政職2級 (一部は3級) 企業規模100人未満 行政職2級 (一部は3級)
	係員	6,028	35.9	331,316	44,549	286,767		行政職1級

その2 その他の職種

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成28年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与(A)	お 勤手当(B)	(A-B)	
	人	歳	円	円	円	
研 究 所 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
研 究 部(課)長	76	49.6	717,556	65	717,491	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
研 究 室(係)長	17	44.7	594,962	32,733	562,229	構成員3人以上の室(係)の長
主 任 研 究 員	71	41.1	519,710	53,303	466,407	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
研 究 員	170	29.5	349,917	53,255	296,662	
研 究 補 助 員	4	25.3	243,321	30,209	213,112	
医 病 院 長	3	60.0	2,116,883	107,245	2,009,638	部下に医師又は歯科医師5人以上
副 院 長	2	-	-	-	-	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
医 科 長	3	52.4	1,394,938	43,874	1,351,064	部下に医師又は歯科医師1人以上
医 師	12	38.9	960,796	106,621	854,175	

(注) 調査実人員が2人以下の職種の平均年齢、平成28年4月分平均支給額については、数値の記載を省略した。

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成28年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	法 時給(B)	(A-B)		
	人	歳	円	円	円		
医 療 関 係 職 種	薬 局 長	6	44.4	472,881	14,475	458,406	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	55	35.2	360,895	27,634	333,261	
	診 療 放射線技師	69	40.2	403,583	38,402	365,181	
	臨 床 検 査 技 師	85	40.0	358,688	39,099	319,589	
	栄 養 士	41	36.3	295,185	6,799	288,386	
	理学療法士	103	32.3	315,832	15,966	299,866	
	作業療法士	72	32.1	313,472	12,458	301,014	
総看護師長	5	54.7	643,836	1,628	642,208	部下に看護師長5人以上	
看護師長	87	48.0	458,336	32,971	425,365	部下に看護師又は准看護師5人以上	
看 護 師	288	35.0	352,933	39,590	313,343		
准看護師	118	46.1	324,545	52,716	271,829		

第13表 初任給の改定状況

(単位：%)

学 歴	項 目	新規学卒者 の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者 の採用なし
			増 額	据置き	減 額	
			大 学 卒	24.9	(30.8)	
高 校 卒	12.7	(32.4)	(67.6)	-	87.3	

- (注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
 2 新規学卒者の採用の有無は、事業所で見した場合の採用状況について集計したものである。
 3 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項 目	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員		33.3	8.2	0.9	57.6
課 長 級		27.8	7.5	0.6	64.1

- (注) ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第15表 定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項 目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
			増 額	減 額	変化なし			
			係 員	90.7	88.8	27.9		
課 長 級	81.3	78.2	24.1	6.6	47.5	3.1	18.7	

- (注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第16表 定期昇給制度の状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給				定期昇給 制度なし
	制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係 員	92.3	(38.9)	(80.6)	(42.6)	7.7
課 長 級	84.6	(33.3)	(82.4)	(37.2)	15.4

(注) ()内は、定期昇給制度がある事業所を100とした割合で、複数回答である。

第17表 家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する収入制限の状況

(単位：%)

家族手当制度が ある	配偶者に 家族手当を 支給する			配偶者に 家族手当を 支給しない	家族手当制度が ない
	配偶者の 収入による 制限がある	配偶者の 収入による 制限がない			
80.1	(91.5)	[82.4]	[17.6]	(8.5)	19.9

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。
2 []内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 家族手当の手当額の定め方

(単位：%)

配偶者・子等の別	配偶者のみ特定、 その他は扶養人員順	扶養人員順	その他
39.0	18.9	37.2	4.9

(注) 手当額の定め方は、平成25年1月以降配偶者に対する手当の見直しを行った事業所について算出した。

その3 子に対する家族手当の見直しの状況

(単位：%)

手当額の改定		収入制限の見直し	その他	手当の廃止
増額	減額			
65.6	-	12.2	29.8	-

(注) 1 見直しの状況は、家族手当制度があり、平成25年1月以降子に対する手当の見直しを行った事業所について算出した。
2 見直しの状況は複数回答である。

その4 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(単位：%)

配偶者に対する家族手当を見直す予定又は見直すことについて検討中	税制及び社会保障制度の見直しの動向等によっては見直すことを検討する	配偶者に対する家族手当を見直す予定がない
8.9	5.8	85.3

(注) 配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その5 子に対する家族手当の見直し予定の状況

(単位：%)

子に対する家族手当を見直す予定又は見直すことについて検討中	配偶者に対する手当の見直しの状況等によっては見直すことを検討する	子に対する家族手当を見直す予定がない
8.9	5.1	86.0

(注) 子に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その6 扶養家族の構成別支給月額

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	13,638 円
配 偶 者 と 子 1 人	19,213 円
配 偶 者 と 子 2 人	24,504 円

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第18表 住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給 す る	57.9 %
支 給 し な い	42.1 %
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の高支給額の中位階層	30,000円 以上 31,000円 未満

備 考 県職員の場合、住居手当の現行の高支給限度額は、27,000円である。

第19表 特別給の支給状況

項 目	金 額 等	
平均所定内給与月額	下半期 (A ₁)	357,308 円
	上半期 (A ₂)	357,819 円
特別給の支給額	下半期 (B ₁)	778,573 円
	上半期 (B ₂)	760,784 円
特別給の支給割合	下半期 ($\frac{B_1}{A_1}$)	2.18 月分
	上半期 ($\frac{B_2}{A_2}$)	2.13 月分
年 間 の 平 均	4.30 月分	

(注) 1 下半期とは平成27年8月から平成28年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。
2 年間の平均は、特別給の支給月数を0.05月単位で改定しているため、それに合わせて端数処理した月数を記載している。

備 考 県職員の場合、現行の年間支給月数は、4.20月である。

第20表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

係 員		課 長 級		部 長 級 (非 役 員)	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
60.4	39.6	55.4	44.6	54.2	45.8

第21表 月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

(単位：%)

割 増 賃 金 率	適 用 従 業 員		(参 考) 適 用 事 業 所	
	割 合	累 積 割 合	割 合	累 積 割 合
31%以上	18.5	18.5	11.3	11.3
30%	18.4	36.9	17.3	28.7
29%	-	36.9	-	28.7
28%	-	36.9	-	28.7
27%	0.8	37.6	0.8	29.5
26%	0.3	38.0	0.4	29.8
25%	62.0	100.0	70.2	100.0

(注) 適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

第3 人事院勧告

第22表 人事院による報告、勧告及び意見の申出の概要

民間給与との較差に基づく給与改定										
月例給	<p>公務と民間の4月分の給与額を比較</p> <p>民間給与との較差 708円 0.17% [行政職(一)...現行給与 410,984円 平均年齢43.6歳] [俸給 448円 本府省業務調整手当 206円 はね返し分(注) 54円] (注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分</p>									
ボーナス	<p>昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較</p> <p>民間の支給割合 4.32月(公務の支給月数 4.20月)</p>									
給与改定の内容と考え方										
<p><月例給></p> <p>1 俸給表</p> <p>(1) 行政職俸給表(一) 民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験(大卒程度)及び一般職試験(高卒者)採用職員の初任給を1,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定(平均改定率0.2%)</p> <p>(2) その他の俸給表 行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は改定なし)</p> <p>2 本府省業務調整手当 給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、手当額を引上げ (係長級:4% 4.5%相当額、係員級:2% 2.5%相当額)</p> <p>3 初任給調整手当 医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定</p> <p><ボーナス> 民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.20月分 4.30月分 民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分 (一般の職員の場合の支給月数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28年度 期末手当 勤勉手当</td> <td>1.225月(支給済み) 0.80月(支給済み)</td> <td>1.375月(改定なし) 0.90月(現行0.80月)</td> </tr> <tr> <td>29年度 期末手当 以降 勤勉手当</td> <td>1.225月 0.85月</td> <td>1.375月 0.85月</td> </tr> </tbody> </table> <p>[実施時期]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月例給:平成28年4月1日 ・ ボーナス:法律の公布日 			6月期	12月期	28年度 期末手当 勤勉手当	1.225月(支給済み) 0.80月(支給済み)	1.375月(改定なし) 0.90月(現行0.80月)	29年度 期末手当 以降 勤勉手当	1.225月 0.85月	1.375月 0.85月
	6月期	12月期								
28年度 期末手当 勤勉手当	1.225月(支給済み) 0.80月(支給済み)	1.375月(改定なし) 0.90月(現行0.80月)								
29年度 期末手当 以降 勤勉手当	1.225月 0.85月	1.375月 0.85月								
給与制度の改正等										
<p>1 給与制度の総合的見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、昨年4月から3年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施 ・ 平成29年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額5.5%相当額に、係員級は同3.5%相当額にそれぞれ引上げ 										

- 2 配偶者に係る扶養手当の見直し（平成29年4月1日から段階実施）
民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、以下のとおり見直し
- ・ 配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額。それにより生ずる原資を用いて子に係る手当額を引上げ（配偶者及び父母等：6,500円、子：10,000円）
 - ・ 本府省課長級（行（一）9・10級相当）の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を支給しない。本府省室長級（行（一）8級相当）の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を3,500円支給
 - ・ 配偶者に係る手当額の減額は、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から段階的に実施し、それにより生ずる原資の範囲内で子に係る手当額を引上げ

税制及び社会保障制度の見直しの状況や民間企業における配偶者に係る手当の見直しの状況に応じ、国家公務員の配偶者に係る扶養手当について、必要な見直しを検討

- 3 専門スタッフ職俸給表4級の新設（平成29年4月1日実施）
政府において、部局横断的な重要政策等の企画及び立案等を支援する職を、現行の専門スタッフ職よりも上位の職制上の段階に相当する新たな専門スタッフ職として、平成29年度から各府省の官房等に設置予定。この新たな職の専門性、重要度、困難度を踏まえ、専門スタッフ職俸給表4級を新設
- ・ 俸給月額、同表3級の最高号俸の俸給月額を一定程度上回るものとする一方、管理的業務を行うものではないことを踏まえ、指定職俸給表1号俸の俸給月額を下回る水準に設定
 - ・ 昇給は、勤務成績が極めて良好である場合に限定（昇給号俸数は1号俸）。勤勉手当は、他の俸給表と比べ、勤務実績をより反映し得るよう、専門スタッフ職俸給表3級と同一の成績率を設定

4 その他

- (1) 再任用職員の給与
- ・ 勤勉手当について、勤務実績を支給額により反映し得るよう、「優秀」の成績率を「良好」の成績率よりも一定程度高くなるように設定
 - ・ 再任用職員の増加や在職期間の長期化等を注視しつつ、民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、給与の在り方について必要な検討
- (2) 介護時間制度の新設に伴う給与の取扱い
介護時間を承認され勤務しなかった時間がある場合であっても、昇給・勤勉手当において直ちに不利にならない取扱いとなるようにし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い
- (3) 非常勤職員の給与
平成20年に発出した指針の内容に沿った処遇の確保が図られるよう、今後とも各府省を指導

育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告

1 改正概要

- (1) 介護休暇の分割
- ・ 職員の申出に基づき、各省各庁の長が指定期間（職員が介護休暇を請求できる期間）を指定
 - ・ 指定期間は、人事院規則の定めるところにより、一の要介護状態ごとに3回以下、かつ、合計6月以下の範囲内で指定
 - ・ 経過措置として、改正の日に介護休暇の初日から起算して6月を経過していない者についても、改正の日後に残余の期間を分割して取得できるよう措置
- (2) 介護時間の新設
- ・ 日常的な介護ニーズに対応するため、各省各庁の長が、職員が介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する3年以下、1日につき2時間以下で、勤務しないこと（介護時間）を承認できる仕組みを新設（公務の運営に支障がある時間については承認しないことが可能）
 - ・ 介護時間を承認され勤務しなかった時間は無給とする。昇給・勤勉手当においては直ちに不利にならない取扱いとし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い
- (3) 育児休業等に係る子の範囲の拡大
- ・ 育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の対象となる子の範囲を、職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子、里親である職員に委託されており、かつ、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子（平成29年4月1日以降は、

養子縁組里親である職員に委託されている子)、その他これらに準ずる者として人事院規則で定める子といった法律上の親子関係に準ずる関係にある子にも拡大
・フレックスタイム制の週休日の特例についても、上記の法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する職員を対象とするよう措置

2 実施時期

平成29年1月1日(養子縁組里親に係る改正は、平成29年4月1日)

3 その他(上記と併せた人事院規則の改正等)

民間労働法制の改正内容に即して、介護休暇等の対象家族について、祖父母、孫及び兄弟姉妹の同居要件の撤廃、介護を行う職員の超過勤務の免除、上司・同僚等によるいわゆるマタハラ等の防止、非常勤職員の育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置

公務員人事管理に関する報告

少子高齢化に直面している我が国では、誰もがその能力を発揮して活躍できるよう働き方改革が重要な課題。公務においても、年齢別人員構成の偏りが生じる中、本院は、働き方改革をはじめとする諸課題について、関係各方面と連携しつつ、中・長期的視点も踏まえた総合的な取組を引き続き進めていく。

1 人材の確保及び育成

(1) 多様な有為の人材の確保

効果的な人材確保活動には、働き方改革とともに公務の魅力の積極的な発信が不可欠。大学等と連携し、女性や私立大学・地方大学の学生など対象に応じたきめ細かな施策を展開。試験制度面でも引き続き必要な点検

(2) 人材育成

Off-JTの重要性が増加。マネジメント能力向上、キャリア形成、女性登用拡大に資する研修、中途採用者や国際化対応のための研修を強化。派遣研修の活用促進。官民人事交流推進に向けて環境整備

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

適正な人事評価を通じた能力・実績に基づく人事管理が重要。特に、幹部候補育成課程の適切な運用等を通じた昇進管理の強化が必要。働き方に制約がある職員等に対する柔軟な人事管理も必要

2 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 仕事と家庭の両立支援の充実

民間法制の改正内容に即して、介護休暇の分割取得、介護時間の新設、法律上の子に準ずる子への育児休業等の範囲の拡大等を措置(育児休業法改正の意見の申出、勤務時間法改正の勧告)

(2) 長時間労働の是正

府省のトップが組織全体の業務量削減・合理化に取り組むことが重要。現場の管理職員による超勤予定の事前確認や具体的指示等の取組を徹底することが有効。業務合理化後も長時間超勤をせざるを得ない職員には、人事管理部署と健康管理部署との方針共有や業務平準化等の配慮も必要

(3) 心の健康づくりの推進

職員自身のストレスへの気付きを促すため、今年度からストレスチェック制度を実施。働きやすい職場づくり実現に向けて管理職員のみならず職員一人一人が当事者意識を持つよう支援

(4) ハラスメント防止対策

性的指向や性自認をからかう言動もセクハラである旨を明確にし、セクハラやパワハラ等の防止を引き続き推進。上司・同僚によるマタハラ等の防止につき、民間法制内容を踏まえた防止策を措置

(5) 非常勤職員の勤務環境の整備

民間法制の改正内容を踏まえ、育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置。給与に関する指針に沿った処遇を確保するよう各府省を指導

3 高齢層職員の能力及び経験の活用(雇用と年金の接続)

60歳を超える職員の勤務形態に対する多様なニーズも踏まえた定年延長に向けた仕組みを具体化していくことが必要。当面は、民間同様にフルタイム中心の再任用勤務の実現を通じて再任用職員の能力・経験の一層の活用を図る必要。各府省は計画的な人事管理や能力・経験を活用し得る配置、職員の意識の切替え等の取組を推進。本院は、関係機関への働きかけや各府省への情報提供等により各府省の取組を支援

第4 標準生計費

標準生計費の算定方法（平成28年4月）

県民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目に分類して算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	...	食料
住居関係費	...	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	...	被服及び履物
雑費	...	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費	...	その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

2 費目別・世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、平成28年4月における全国の1人世帯の標準生計費に、同年4月の全国とさいたま市の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）の比率を乗じて算定した。

2人～5人世帯については、家計調査（全国・勤労者世帯）における平成28年4月の費目別平均支出金額に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

（参考1）1人世帯の算定方法

$$1人世帯の標準生計費（さいたま市）= 1人世帯の標準生計費（全国） \times \frac{\text{費目別平均支出金額（さいたま市）}}{\text{費目別平均支出金額（全国）}}$$

1人世帯の標準生計費（全国）については、平成26年の「全国消費実態調査」（総務省）の18歳～26歳の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して、平成28年4月の費目別標準生計費を算定したものである。

（参考2）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成27年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第23表 費目別、世帯人員別標準生計費（平成28年4月）

さいたま市

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食料費	28,540	42,160	53,750	65,340	76,930
住居関係費	65,180	71,820	65,570	59,310	53,060
被服・履物費	3,570	8,540	10,500	12,460	14,420
雑費	55,190	74,780	105,680	136,610	167,510
雑費	7,220	26,640	26,620	26,600	26,590
計	159,700	223,940	262,120	300,320	338,510

第5 労働経済指標

第24表 労働経済指標

項目 年度 年月	きま っ て 支 給 す る 給 与 (調 査 産 業 計)				所 定 内 給 与 (調 査 産 業 計)						所 定 外 給 与 (調 査 産 業 計)	
	埼玉県		全国		埼玉県			全国			埼玉県	全国
	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	パートタイム労働者比率	金額	前年度比 前年同月比	パートタイム労働者比率		
	千円	%	千円	%	千円	%	%	千円	%	%	千円	千円
平成26年度	256.8	0.3	290.8	0.3	236.9	0.2		265.4	0.2		20.0	25.4
平成27年度	251.2	0.7	289.1	0.5	231.5	0.6		264.0	0.6		19.7	25.1
平成27年4月	254.8	2.2	292.5	0.5	234.2	2.2	36.5	266.5	0.6	25.1	20.6	26.0
5月	248.3	0.2	286.8	0.0	229.8	0.2	37.3	262.6	0.3	25.1	18.5	24.3
6月	249.9	0.2	290.1	0.8	231.4	0.4	37.5	265.5	0.8	25.4	18.5	24.6
7月	250.4	1.4	289.4	0.6	231.1	0.9	37.1	264.5	0.7	25.7	19.3	24.9
8月	249.3	1.6	287.2	0.3	230.2	1.3	37.1	262.9	0.3	25.6	19.1	24.3
9月	249.4	1.0	288.1	0.4	230.2	0.2	37.2	263.8	0.3	25.5	19.1	24.2
10月	251.1	1.0	289.8	0.6	230.3	0.3	37.0	264.3	0.5	25.6	20.8	25.4
11月	255.4	3.4	289.0	0.5	235.0	3.2	36.4	263.2	0.6	25.8	20.4	25.8
12月	250.8	0.8	289.3	0.5	230.3	0.4	37.8	263.2	0.5	25.9	20.5	26.2
平成28年1月	248.4	1.0	286.6	0.2	228.9	1.1	37.8	261.8	0.4	25.8	19.4	24.8
2月	253.6	1.2	288.6	1.0	233.9	1.7	37.0	263.6	1.1	25.4	19.7	25.0
3月	252.8	0.6	292.0	1.3	232.6	0.6	37.8	266.3	1.2	25.3	20.3	25.8
4月	256.4	0.6	293.8	0.5	235.4	0.5	37.1	267.6	0.4	25.1	20.9	26.3
5月	249.6	0.5	287.5	0.3	230.5	0.2	37.1	263.0	0.1	25.2	19.2	24.5

資料出所： ～ 県統計課「毎月勤労統計調査地方調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査全国調査」、総務省「家計調査」
 県統計課「消費者物価指数」、総務省「消費者物価指数」、日本銀行「企業物価指数」

- (注) 1 、 、 、 、 は平成22年平均 = 100とした指数を基礎としている。
 2 ～ は事業所規模30人以上の数値である。
 3 の平成26年度、27年度の欄は、それぞれ平成26暦年、27暦年の数値である。

総実労働 時間数 (調査産業計)		所定外 労働時間数 (調査産業計)		消 費 支 出 (名 目)								消費者物価指数		国内企業 物価指数
				二人以上の世帯				二人以上の世帯のうち勤労者世帯				(総 合)		
				さいたま市		全国		さいたま市		全国		さいたま市	全国	
埼玉県	全国	埼玉県	全国	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	前年度比	前年度比	
時間	時間	時間	時間	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	%	%	%
141.5	149.3	11.4	12.8	329.4	6.7	291.2	0.3	355.6	11.3	318.8	0.1	3.1	2.9	2.7
141.8	148.9	11.6	12.8	315.4	4.3	287.4	1.3	341.4	4.0	315.4	1.1	0.2	0.2	3.2
148.3	155.8	12.5	13.4	302.0	6.1	300.5	0.5	290.3	20.2	334.3	1.3	1.1	0.6	2.1
136.5	143.0	10.8	12.5	307.3	4.0	286.4	5.5	329.0	5.2	317.3	8.3	0.8	0.5	2.2
146.2	153.4	11.1	12.6	300.5	6.6	268.7	1.5	329.1	11.6	293.0	0.9	0.4	0.4	2.4
146.2	155.5	11.5	12.7	308.5	3.6	280.5	0.1	321.7	7.8	314.8	1.0	0.1	0.2	3.2
136.8	145.4	11.0	12.2	322.3	2.2	291.2	3.2	348.8	2.5	317.2	3.7	0.1	0.2	3.7
141.3	147.0	11.6	12.7	335.1	8.4	274.3	0.3	423.7	28.9	298.7	1.6	0.1	0.0	4.0
143.7	149.7	12.1	13.0	301.3	26.4	282.4	2.1	335.0	27.5	309.8	2.0	0.2	0.3	3.8
144.2	149.6	12.2	13.3	313.9	4.1	273.3	2.5	365.8	18.4	294.9	3.7	0.3	0.3	3.7
140.7	147.9	12.2	13.4	355.1	4.8	318.3	4.2	404.8	1.7	340.5	4.8	0.0	0.2	3.5
134.0	140.4	10.9	12.3	311.4	5.0	281.0	3.1	342.4	11.2	312.3	2.6	0.2	0.0	3.2
140.3	147.0	11.3	12.6	342.1	24.4	269.8	1.6	371.7	34.6	297.7	2.2	0.1	0.3	3.4
143.5	152.5	11.6	13.2	372.5	1.5	300.9	5.3	457.5	25.6	334.6	4.9	0.4	0.1	3.8
146.4	153.8	11.8	13.3	384.0	27.1	298.5	0.7	461.0	58.8	338.0	1.1	0.7	0.3	4.2
136.4	142.7	10.8	12.2	281.8	8.3	281.8	1.6	292.0	11.3	306.7	3.3	0.6	0.4	4.3



コバトン

さいたまっち